

本日の会議に付した事件

令和7年第4回山元町議会定例会（第2日目）

令和7年12月9日（火）午前10時

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前10時00分 開 議

議 長（菊地康彦君）ただいまから本日の会議を開きます。

企画財政課長桔梗俊幸君から今日と明日の会議を欠席する旨の届出があります。

説明員代理で担当班長が出席していますので、御報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（菊地康彦君）ここで、町長から発言の申出がありますので、許可いたします。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。皆さん、おはようございます。

議会開催前に、昨晚の23時15分ごろに発生いたしました青森県東方沖地震に伴います町の対応について、御報告をさせていただきたいと思っております。

この地震に伴う山元町の震度は3でありまして、当初、宮城県に対しまして津波予報が発表されましたが、23時23分、津波注意報に切り替わりました。これに伴いまして、私、副町長、教育長をはじめ職員が参集しまして、23時40分に災害対策本部を設置いたしまして、情報の共有を図るとともに堤防の東側に対しまして避難指示を発令したところであります。

避難所については、中央公民館をはじめ4か所を開設いたしまして、10名が避難したところでありまして、そのほか、地区の集会所等に避難した方が7名、合計で17名の方々が避難したところであります。

現時点におきまして人的被害、物的被害ともに確認はされておりませんが、このたびの地震はマグニチュード7.6であったため、現在、北海道三陸沖後発地震注意情報が発表されております。この情報は大規模地震が続いて発生する可能性が平時よりも高まっていると考えられ、防災対応を取る必要があると判断された場合に発表されるものであります。この発表によりまして必ず後発地震が発生するというわけではありませんが、町といたしましても防災行政無線や各種情報アプリを活用いたしまして、引き続き注意喚起を行ってまいりたいと思っております。数日、この注意報について続くと発表されておりますので、町民の皆様にご注意喚起をしていきたいと考えております。以上でございます。

議 長（菊地康彦君）日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、10番齋藤俊夫君、11番岩佐孝子君を指名します。

議長（菊地康彦君）日程第2．一般質問を行います。

一般質問の質問時間は、山元町議会先例94番により40分以内とし、同96番により通告順に発言を許します。

なお、山元町議会基本条例第6条の規定により、原則一問一答です。質問は論点を整理して、通告外にわたらないよう注意してください。また、答弁は簡明にされますようお願いいたします。

議長（菊地康彦君）4番丸子直樹君の質問を許します。丸子直樹君、登壇願います。

4番（丸子直樹君）はい、議長。4番丸子直樹です。令和7年第4回山元町定例会において、大綱2件、細目9件について一般質問を行います。

本日は住民の皆様から寄せられている声や私自身が町内を回る上で感じた課題を踏まえつつ、現状を丁寧に確認し、今後、よりよい取組につなげていくための意図で質問させていただきます。執行部の皆さまには現在の取組状況や考え方をお聞かせいただければと思います。

それでは、質問に入ります。

大綱第1、山元町におけるクマ目撃情報と調査、情報提供体制について伺います。日本各地でクマの出没が増加する中、本町でも早期の情報収集と住民が安心できる迅速な周知が求められております。安全確保の観点から、調査体制と情報提供の在り方について、以下の4点を伺います。

細目1、まず、これまでの目撃情報と被害状況について伺います。

細目2、現地調査の手順と調査結果をどのように整理しているのか伺います。

細目3、調査結果を住民が確認できる情報提供体制、特に広報誌、ウェブ、LINEなどの改善点についてお伺いします。

細目4、猟友会との連携体制と支援、そして隊員の安全確保について伺います。

大綱第2に移ります。

大綱第2、町管理路線における雑草対策の強化と地域協働による防草対策等について伺います。近年、異常気象や管理体制の逼迫によって町管理路線の雑草繁茂は深刻化しています。地域協働の強化や防草技術の活用を含む総合的な対策の必要性が高まる中、本町の現状と方針について以下の5つの細目についてお伺いします。

細目1、町の管理路線の雑草繁茂の現状把握等、町の全体的な対策について伺います。

細目2、地域協働による雑草対策の現状について伺います。

細目3、防草シートや除草剤の積極使用による効率的な防除草について伺います。

細目4、多面的機能支払交付金を活用した防除草対策のきめ細やかな案内体制の必要性について伺います。

細目5、最後に雑草繁茂や害虫発生を未然に防止するための広報活動について伺います。

では、よろしくお願ひします。

議長（菊地康彦君）町長橋元伸一君、登壇願います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。丸子直樹議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、山元町におけるクマ目撃情報と調査情報提供体制についての1点目、これ

までの目撃情報と被害状況についてですが、今年度は先月末現在で8件のクマらしき動物の目撃情報が寄せられ、そのうち、5月の久保間地区で目撃された情報を除き、現地確認の結果、クマの痕跡や農作物等への被害も確認できませんでした。

次に2点目、現地確認の手順と調査結果の整理についてですが、現地確認については町職員及び鳥獣被害対策実施隊員並びに警察官が立ち合い、目撃現場周辺におけるクマの足跡等の痕跡や柿などの農作物に食害がないかを確認しており、調査の結果、イノシシの痕跡はあったもののクマと断定できる痕跡は確認されておりません。

次に3点目、調査結果を住民が確認できる情報提供体制の改善点についてですが、現在は目撃情報と現地調査の結果を防災行政無線及びスマホ情報アプリで周知しており、今後は目撃情報や調査結果を時系列で確認できる一覧表をホームページ上で公表してまいりたいと考えております。

次に4点目、猟友会との連携体制と支援及び安全の確保についてですが、県内においてもクマによる人身被害が発生していることから、猟友会の会員で構成される町の鳥獣被害対策実施隊員の皆様からも現地調査時の自らの安全確保に不安があると伺っておりますことから、町といたしましても隊員の身の安全を第一と考え、人身被害を未然に防ぐクマ撃退スプレーなどの物品の配備を進めております。なお、隊員の皆様には日ごろから目撃情報の共有や現地での対応など、第一線でご尽力を賜わりますことに対し、この場をお借りして改めて感謝申し上げますところであり、今後も最大限の連携強化を図りながらクマ対応に努めてまいります。

次に大綱第2、町管理路線における雑草対策の強化と地域協働による防草対策等についての1点目、雑草繁茂の現状把握と町の全体的な対策についてですが、町が管理する道路について安全性や視認性、景観を確保するため、年間維持管理業者及び職員による道路パトロールに加え、職員の目が届きにくい箇所については町民の皆さまからの情報提供により現地を確認するなど、迅速な対応に努めているところであります。しかしながら、近年の真夏日や猛暑日が続く異常気象により、除草してもすぐに雑草等が繁茂するため、除草作業が追いつかない状況となっております。全体的な対策といたしまして、主に幹線道路については年間維持管理業者と町直営による除草作業を行っており、生活道路などの枝線道路については行政区をはじめとする地域の皆様のご協力により除草作業が実施されております。

次に2点目、地域協働による雑草対策の現状についてですが、地域協働による雑草作業として町が取り組んでいる活動は大きく3つになります。

1つ目は、山元町道路河川愛護協会を組織する各行政区による除草作業、2つ目は、多面的機能支払交付金を活用した各組織による農道や耕作道路等の除草作業、3つ目は、今年度から新たに制度運用を開始した大型除草機械などを保有する個人や法人と委託契約を締結し、町に代わって実施する共助の除草であります。

地域協働による雑草対策については、地域の皆様のご理解とご協力をいただきながら、引き続き町管理路線の雑草対策に努めてまいります。

次に3点目、防草シートや除草剤の積極使用による効率的な防除草についてですが、防草シートは機械による除草作業に影響を及ぼす恐れや、除草作業の際に足元が滑りやすくなるなど、現場条件によって管理上、支障を来す場合もあるため、設置箇所について検討する必要があります。また、設置に要する費用が高額となることから、補助事業

により整備する道路において広範囲なのり面やガードレール設置箇所など除草作業が困難となる路線に限り設置している状況であります。

除草剤の散布については、路肩及びのり面保護の観点や周辺農地への影響を考慮し、つる草が異常に繁茂する箇所などに限定して使用しており、必要最低限の活用にとどめているところであります。今後も業者への発注や町直営、そして地域の皆さまからの引き続きのご協力を賜わりながら、協働による除草作業を相互に補完し効率的な道路維持管理に努めてまいります。

次に4点目、多面的機能支払交付金を活用した防草対策のきめ細やかな案内体制の必要性についてですが、地域協働による農道等の除草作業等を行う同交付金事業については、防草シート設置等による防草対策にも活用が可能であります。さきの質問でお答えいたしましたとおり、防草シート等の設置にはメリット・デメリットなどもあることから、地域の実情に合わせて各組織に情報提供してまいります。なお、同交付金事業は農道等の適切な保安全管理に重要な役割を果たしておりますことから、新たな組織の立上げに向け引き続き情報提供に努め、支援してまいります。

次に5点目、雑草繁茂や害虫発生を未然に防止するための広報活動についてですが、雑草繁茂やそれに伴うカメムシ等の害虫発生は、水稻だけではなくその他の農作物の品質低下にも影響があるものと聞き及んでおります。町全体の除草対策は道路管理者による除草作業だけでなく、地域や個人の除草活動へのご理解やご協力も重要であることから、関係機関と情報を共有し適期の除草について町ホームページ等を活用しながら広報活動に努めてまいります。以上でございます。

議長（菊地康彦君）4番丸子直樹君の再質問を許します。

4番（丸子直樹君）はい、議長。では、再質問に移らせていただきます。

まず大綱1のクマの件なんですけれども、クマによる人的被害についてないということをしていただきましたが、今年度のクマの出没に関して人的被害は生じていないということでもよろしいでしょうか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。現在、山元町ではクマによる人的被害は発生しておりません。

4番（丸子直樹君）はい、議長。合わせて、農作物や家畜といった農畜産物の被害届、報告等も出ていないという理解でよろしいかお伺いします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。情報は入っておりません。

4番（丸子直樹君）はい、議長。今年度の目撃件数において、過去と比較して増減があるかについても確認させていただきたいと思っております。

町長（橋元伸一君）はい、議長。今年は目撃情報、それが先ほども言ったように確認に行きますとその痕跡というのが見当たらないという部分もあります。普段というかよそなどを見ると、割に映像などとか写真とかあるんですが、先ほども言いましたように、久保間の1件についてははっきり写っていないにしてもちょっとそれなりの形はしているんですが、それ以外についてはその痕跡がないものですから、過去においてもクマの目撃情報というのは町に対してそんなに上がってきていないんです。今年が多い、これまでから比較すると言われますとこれまでよりは情報としては多いと思っております。

4番（丸子直樹君）はい、議長。今の質問の答えですと、久保間では確認されたかの痕跡があったが、それ以外は見当たらなかったという認識でよろしいと思っております。過去においてもクマの痕跡というのは見つかったことはあったのでしょうか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。過去にクマの目撃情報というのを私は確認はしておりませんが、担当課長からも詳細に話させたいと思います。

産業観光課長（村上卓君）はい、議長。過去の、数年前にはなるんですけれども、クマらしきものという通報は1件ありましたけれども、その当時も痕跡の確認したところクマと断定できるものは確認できませんでした。以上でございます。

4番（丸子直樹君）はい、議長。では、細目2点目についてお伺いします。

現地確認では職員、対策隊員、猟友会の皆さま、警察官ということで、丁寧に確認いただいているということで取組について感謝申し上げます。一方で、現地ではイノシシ等の痕跡も混在し、判断が難しい場面もあると伺っています。住民の理解や安心を得るためにも、調査の視点がもう少し見えるようになると町としても取組がより伝わりやすくなると思います。そこでお伺いします。クマとほかの野生動物の区別する際の足跡や食害状況など、判断というのは簡単にできるものなのかお伺いいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。詳細については担当課長からお答えいたします。

産業観光課長（村上卓君）はい、議長。クマとそれ以外のものという部分での確認については、専門家であります鳥獣被害対策実施隊の隊員の皆様にご同行いただいて、足跡がイノシシなのかクマなのかというのをはつきり、爪痕というか足の形が違うものですから、そちらについては専門家の正確な判断が得られているというところなんです。食害とか爪痕についても実施隊の皆様としっかりと確認して、クマと断定できるものかどうかという判断をしております。以上でございます。

4番（丸子直樹君）はい、議長。現地対応に当たる隊員の皆様の知見を調査記録や整理、または共有等々されている仕組みについて町として検討されている点などありましたらお伺いいたします。

産業観光課長（村上卓君）はい、議長。今、画像としては現場に行ったものというのは全て保管してありますので、そちらで分析というのはできるのかなと思っております。

4番（丸子直樹君）はい、議長。細目3点目について再質問させていただきます。

調査結果を住民が確認できる情報提供の体制の改善についてということで伺うわけなんですけれども、目撃情報を防災無線やアプリで周知していただいていること、また、ホームページで今後は一覧を見ることができるようになっていただいていることは伺いました。ただ、住民にとって無線を聞き逃したりアプリとかまだ使っていない方々おられると思うんですけれども、後から状況確認できる仕組みが整うとより安心感につながるのではないかなと感じています。まず、無線やアプリで周知した内容について、可能であれば無線が使われた同日中にウェブ、ホームページ等の更新等々掲載していく運用を検討はできるのか伺います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。今現在、目撃情報があればすぐに防災無線で流して、その時点で先ほどもお答えしたとおり、ウェブなりLINEなりそういうSNS上といいますか流しているんですが、その結果、現地確認をしてその現地確認をした際の結果もその後流している状況ではありますので、それ以上の今後の今言ったスマホとかそういうものを持ち合わせていない方、情報といいますか無線を聞いていない方に対する周知の在り方、先ほどの回答はSNSを利用した形での広報になりますので、それを見られない方のためという質問ですよね。含めてということですよ。そういう方に対する周知ということであれば、今後、その辺もどういう形で皆さんにどのぐらいのスタンスの中で

公表するのが適当なのか、その辺は考えていければと思います。

4番（丸子直樹君）はい、議長。すみません。先ほどの質問がちょっとごちゃごちゃになってしまったので、自分としては最初に言っていたもの、ウェブとか使えない方のためのということとしては広報誌で、例えば今年度、今年の今回のクマ騒動に関して広報誌で1ページ割いてこういう状況でしたという報告がしていただけたら安心できるのかなと思いますので、そういうことができないかお伺いいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。広報に月1回ずつ出ていますので、それに載せるというのは本当にいい方法だと思いますので、今後考えていきたいと思います。

4番（丸子直樹君）はい、議長。細目4点目の猟友会との連携についてお伺いいたします。

猟友会の皆様には日ごろから現地対応を担っていただいております、町として安全確保に配慮されている点について理解いたしました。その上で、現場活動をされている方々の不安を少しでも軽減するために、今後の連携体制について確認させていただきます。出勤時の対応をスムーズにするために猟友会、警察、町が平時から役割や連絡方法の共有等をしていると存じていますが、3者での意見交換の場づくりや情報共有の仕組みの整理、また、猟友会が活動しやすくなるための装備や経費面での支援といった現実的な連携強化策をどのように検討されているのかお伺いいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。詳細について、担当課長から回答いたします。

産業観光課長（村上卓君）はい、議長。猟友会、町で言う鳥獣被害対策実施隊の皆さんとの連携でございますけれども、まず、今回町長1回目でお答えさせていただいたクマ撃退スプレーというのを、今準備しているという段階でございます。あとは、先日亶理郡内、亶理町さん、あと亶理警察署、郡内ですので亶理郡の猟友会、あと亶理町の鳥獣被害実施隊の皆さん合同で、緊急銃猟も含めた今後の体制の話ということをお協議進めていますので、その辺で定期的にとという部分はどうかというのはありますけれども、1回目は行っているところです。引き続き、回数を重ねて連携強化を両町、亶理町さんも含めてしっかりやっていきたいと思っております。あとは、隊員の身分保証の関係については、現在も非常勤の特別職公務員という形で保証の形は取っておりますけれども、今後、クマの出動回数、目撃等の確認含めた出動回数増えた分については、その辺もしっかり対応できるような形を考えているところでございます。以上です。

4番（丸子直樹君）はい、議長。ありがとうございます。では、大綱2に移らせていただきたいと思います。

大綱2の細目1点目の再質問について移らせていただきます。現場確認や除草作業に当たっていただいている職員の皆様、地域の皆様のご協力について感謝を申し上げたいと思います。その上で、本町では気象条件の変化もあり、除草してもすぐ伸びてしまうという状況が続いているという説明がありました。現場の負担が大きい中で、町としてどのように優先順位を整理しているのか、少し確認させていただきます。

1点目として、幹線道路と生活道路の対応について、現在どのような優先順位の考え方を、それで整理しているのか。どのような基準があるのかをご確認します。

町長（橋元伸一君）はい、議長。これも詳細について担当課長から説明をさせていただきます。

施設管理課長（富樫誠君）はい、議長。幹線道路と生活道路の優先順位についてご質問にお答えいたします。

幹線道路につきましては、主に町直営、あとは業者を使って除草作業を行っております。

す。あとは生活道路につきましては、町長説明にもありましたとおり、道路河川愛護協会、こちらで各行政区による除草作業ということで行っていただいております、優先順位というのはどちらが優先かという優先順位は特にはないんですけれども、生活しているエリアの中については行政区の方に、行政区の皆様をお願いして、幹線道路等家の張りつきとかが少ないようなところにつきましては我々町直営、あとは業者で除草作業を行っているという状況でございます。以上でございます。

4番（丸子直樹君）はい、議長。では、町民からの情報提供によって管理されている場所の確認を行っているということがありましたが、保護通報しやすい意見が聞きやすい工夫等々、検討されているのであればお伺いいたします。

施設管理課長（富樫 誠君）はい、議長。こちらの住民通報につきましては、基本的には、今現状ですと電話で役場にお問合せいただくという手法なんですけれども、LINEでの情報共有を受けるというのも開始されておりますので、そういったのも活用しながら、現状今こういう状況なので確認してくださいという情報がありましたら、それに対してすぐさま現地確認して対応すると考えております。以上でございます。

4番（丸子直樹君）はい、議長。ありがとうございます。

細目2の地域協働による雑草対策の現状についての再質問をさせていただきたいと思っております。

地域協働の取組として、山元町道路河川愛護協会を組織する各行政区の方々、多面的機能支払交付金を活用した各組織の皆様、あと共助の除草、新制度の方という3つの柱があると説明をいただき、理解を深めることができました。そこで、よりよい協働体制づくりの観点から以下の点を質問させていただきたいと思っております。

3つの取組について、町として把握している課題や地域から寄せられている声等、あれば伺います。

施設管理課長（富樫 誠君）はい、議長。地域から寄せられている課題といたしましては、懇談会等でも話題として出ているんですけれども、地域の方々をお願いしている除草なんですけど、だんだん高齢化によってなかなか傾斜がきついところとか除草するのが非常に大変だというお話を伺っております。そういったところの対策として、今年から共助の除草というのを一部始めたところでして、今現在、直営で町がその部分を除草しているんですけど、それを共助で補っていただくことにより、町で刈っていた分のその分のやらなくてもよくなった分を行政区のほうで除草が難しくなったところに行って除草するとか、そういったことで対応しているところでございます。以上です。

4番（丸子直樹君）はい、議長。新制度である共助の除草については、今年度開始ということですが、現時点での利用してやっていただいた状況ですとか、町として感じている効果や手応えなどあれば教えてください。

施設管理課長（富樫 誠君）はい、議長。今年度実施しております共助の除草につきまして、今年度の取組についてご説明させていただきます。

現在、共助の除草で契約している方は4名ございます。一応、こちらはやり方としましては対象路線をいろいろにしまうと、なかなか今回取組初めてだということでもまずは交通量があって幹線道路、そして視認性とか景観ということを考慮したときには、まずは町の中心を走っているいちご街道、こちらから取り組むということで現在進めておまして、4名の協力者の方と契約することができております。今、どのくらいかと

いうと全体の35パーセントぐらいの契約率なんですけれども、まずは来年も含めてこのいちご街道というのを、なるべく地域の方々にご協力いただきながらやっていきたいと考えております。ただ、今年契約の関係でスタートが遅れたものですから、本来年3回ぐらいの除草で計画していたんですけれども、今年は年2回の除草で終わってしまったというところがございますが、今後も引き続きこちらで地域の方々と協力しながらやっていこうと思っております。以上でございます。

4番（丸子直樹君）はい、議長。ありがとうございます。

では、細目3点目の防草シートや除草剤の積極使用による効率的な防除草についての再質問をさせていただきたいと思えます。

防草シートにはメリット・デメリットあること、また、現場状況によって使用が難しい場面もあるとの説明を受けました。その上で、先ほどおっしゃられたどうしても刈取りが難しいような場面とかそういうところ、もしくは実際どうしても刃が入りにくいものとか場所によっては使える場面も出てくると思いますので、その上で効率的な管理の選択肢として現場が判断して、より除草防草やっていけるような感じのことを必要なかなと感じています。そこで確認したいと思えます。防草シートの設置にしている箇所についてなんですけれども、町として防草シートの効果や使っている場所なんですけれども、今回維持状況等定期的に確認する仕組みというのはどうなっているのかお伺いいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。防草シートについては、今先ほど説明したように、メリット・デメリットありますので、その状況をその場所の確認しながら張る場所と張れない場所といたしますか、そういうことを定めておりますが、現状の確認という細かいところについては担当課長から説明をさせたいと思えます。

施設管理課長（富樫 誠君）はい、議長。防草シートとかの状況の確認につきましては、さきの町長の答弁にもありましたとおり、年間維持業者、あとは我々直営でパトロールをしているというのがまず一つ、ございます。あとは場所によっては防草シートが風によって、浜のほうだと風が強いのでどうしてもまくり上げられて道路のほうに出てきたり、そういったものを地域の方からご連絡いただいてすぐに対応しているという状況がございます。以上でございます。

4番（丸子直樹君）はい、議長。除草剤についてなんですけれども、最低限の使用と活用ということだったので、実際のどのような場所で使用できるのか。具体的にもし町としてやっている場合ですけれども、それ以外の方々に除草剤を使ってもいいような状況になるのかどうかちょっと今のところ分かっていないので、基本的な考え方とか地域、組織にも除草剤が使えるような形をとることはできないのかということをお伺いいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。先ほどもお答えしましたとおり、除草剤についてはどうしても雨が降ったときに薬が畑の中に流れていくとか、あとは側溝を流れて行って違うところにまで害を及ぼしてしまうとか、そういうことも考えながらやりますので、本当に除草剤を使う場所というのは限られた場所といたしますか、そういうのもこちらで場所を確認をした上で周り、畑なのか田んぼなのかいろいろありますので、あとは農道なのかそういうのを判断しながら除草剤を振るという対応を取っているところでありまして。それも詳細については担当課長から説明をさせたいと思えます。

施設管理課長（富樫 誠君）はい、議長。今現在、町で除草剤を散布している主な場所としましては、かさ上げした県道、そちらに町道がタッチするんですけれども、そういうのりの高さがある見通しが、つる草が生えると見通しが悪くなる、そういうところに除草剤をまいたり、あとはあまり人家が少ないような浜のほうの旧県道沿いの歩道とか、除草剤、町長から今説明ありましたとおり、いろいろな影響がありますので場所がどうしても限定したような状況の中で使わなければいけないという状況でございます。以上でございます。

4番（丸子直樹君）はい、議長。全国的にもこの除草の問題に関しては、高温になってしかもやっていたいた方が高齢化ですとかそういう問題がとても多く、全国的に広がっているような状況と認識しています。その上で、例えば歩道との間のブロックの脇とか、そういうものとか、そのかけ方とかそういうものも何か年々進化していったらそういう草刈りがしづらい場所ですとか、そういうものに関しては除草剤を使うというのが今のところ多くはないんですけれども、そういうのが普及していったらような状況と自分は認識しています。また、国道とかの管理事務所とかの情報とかですと、除草作業、普通に草刈りするのに比べてメートル当たり半分以下のコストに下げられているという実績等ございますので、ぜひ除草剤に関しては特に使い勝手は難しいと思いますけれども、省力化とか効率化とかやれる面積増えればとてもよくなると思いますので、ぜひ検討していただければと考えています。

続いて、細目4点目の多面的機能支払交付金の案内体制の強化についての再質問をさせていただきます。

ご答弁のとおり、同交付金は農道等の保安全管理に重要な役割を果たしており、防草シートも含めた活用の幅については地域の実情に合わせて案内していくという点をご理解いたしました。そこで、制度の案内体制について確認させていただきます。実際、今現在、各組織に対して情報提供を行っているということですが、町として基本的な説明や案内の流れ等、あればお伺いいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。担当課長よりお答えいたします。

産業観光課長（村上 卓君）はい、議長。多面の各組織への説明については、年度始まるときに事業計画等出していただきますので、そのときに地区から出していただいた計画等、あとは基本的には地域の皆様方の協働での除草作業になりますので、そちらの中身の概要的なところの確認というところになりますので、そういうところで年度当初の確認はしております。あとは、県の中間検査が期中というんですか、上半期終わった段階で各組織との県からの確認がありますので、その時点でも県のアドバイスいただきながら説明はできる機会はあるのかなと捉えております。

4番（丸子直樹君）はい、議長。また、新たな組織の立上げに向けてということだったんですけれども、支援されているとのことでしたけれども、その際に留意していることがあればお伺いしたいと思います。

町長（橋元伸一君）これについても、多面的機能については皆様のこれもひとつの住民の協力といたしますか、そういう部分になりますので、いろいろと説明をしながら1団体でも多く登録していただければと思って、いろいろと進めておりますので、詳細については担当課長から説明させます。

産業観光課長（村上 卓君）はい、議長。組織への説明、立上げ時の説明につきましては、前の年

度から県、国含めた事業の仕組みの中での予算取りという部分もありますので、事前以前の年度から綿密に組織立上げに向けた規約の作り方とか会計の在り方というところで何回か話をさせていただきながら、支援しているという状況でございます。

4番（丸子直樹君）はい、議長。ありがとうございます。地域の実情に合わせて使いやすい制度として認識していただいて、しっかり使っていただいて、除草の一助になっていただけることを期待して次の細目5に移りたいと思います。

細目5の再質問として、雑草繁茂が農作物に影響する可能性があること、また、関係機関との連携して広報を行っているという説明をいただきました、今後、住民の皆様がいつ除草したらよいかなどの判断をしやすくなるために、少し確認させていただきたいと思います。除草の適期、町として特に周知しておきたい時期や目安等あれば伺います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。担当課長からお答えをさせていただきます。

産業観光課長（村上卓君）はい、議長。時期につきましては、春先になるかと思っております。以上です。

4番（丸子直樹君）はい、議長。ありがとうございます。春先だけではなく、その後とかでもやったほうが良い部分はあると思うんですけども、年2回やられていたり3回やられていたりするというのは、除草作業されていると思いますので、そちらのほう、もし住民のほうに向けて発信していただければ少しでもやっていただけるようになるのかなと思います。ホームページ等の発信に加えて、農業者の方や行政区に向けて紙媒体、回覧板ですとかで除草に関して今現状で除草の時期、やりますということ以外にも除草とか害虫の対策になるようなということが発信として何か情報が出しているのかどうかを伺います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。先ほどの質問にもありました虫に対して春先ということでありましたが、水稲だけではなく、先ほどもお答えしましたとおり、ほかの作物にも影響が出ているということも聞き及んでおりますので、その辺は今後も町としてどこまでできるかという研究をしながら進めていければと思っております。今の質問に対しても担当課長からご回答をさせていただきます。

産業観光課長（村上卓君）はい、議長。特に、カメムシの被害というものが近年増加しているという傾向がありまして、水稲を中心に収穫期前に除草をという形の周知は、各農家を通して、農協等を通して周知をしているというところではありますが、先ほど町長申したとおり、全体的な農作物の被害という部分があるので、その辺は適宜やっていければなというところがございます。

4番（丸子直樹君）はい、議長。ありがとうございます。

以上で大綱2件、細目9件の質問を終わりたいと思います。

本日の質問はいずれも現状の取組を確認して、今後よりよいまちづくりに生かしていただけるよう改善点、どのように積み上げていけるのか確認する趣旨で行わせていただきました。町民の生活、安全の生活や生活環境の向上に向けて議会としても引き続き協力していきたいと思っておりますので、本日はご丁寧な対応、答弁、ありがとうございます。

これで一般質問を終わらせていただきます。

議長（菊地康彦君）4番丸子直樹君の質問を終わります。

議長（菊地康彦君）この際、暫時休憩といたします。再開は11時、11時ちょうどであります。

午前10時51分 休憩

午前11時00分 再開

議長（菊地康彦君）再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（菊地康彦君）5番大和晴美君の質問を許します。大和晴美君、登壇願います。

5番（大和晴美君）はい、議長。5番大和晴美です。令和7年第4回山元町議会定例会において一般質問いたします。

大綱1は、都市計画マスタープランの改定に伴う関連事項についてです。都市計画マスタープランはおおむね20年後の将来像を展望しつつ、今後10年間の計画を市町村が策定するものです。しかしながら、このような計画があることは町民の皆様にはなかなか伝わっていないと思います。現在、都市計画プランは令和7年度中の改定に向けて検討されています。これまでの計画で決定された内容を整理して定められた5つの基本方針の中で、快適な交通ネットワークの維持に関連して以下の項目を伺います。

細目1、道路の老朽化対策について。

ア、今年7月から山元町公式LINEによる不具合通報ができるようになりました。これまでにどれぐらいの通報があったのでしょうか。

イ、住民通報を補修計画に反映する仕組みについて伺います。

細目2、自転車の安全確保に向けて町や教育委員会が定期的を実施する通学路の点検結果について伺います。

イ、ガードレール設置など自転車走行区域の整備計画について伺います。

細目3、国道から東街道までの道路を拡張する具体的な整備計画があるのか伺います。

大綱2は、クマ対策についてです。県では県内全域を対象に11月末までを期限としてクマ出没警報を発令していましたが、依然多くの目撃情報が寄せられ、クマと遭遇しやすい状況が続いていることから、クマ出没警報を今年の12月末まで延長しました。私は11月下旬に秋田市で開催された同期会に参加したのですが、そこでもクマの話題が多かったです。犬の散歩中にクマと遭遇した友人もいましたし、県外からクマ鈴を持参でやってきた友人もいました。現在もテレビ、新聞でクマの報道を見ない日はありません。本町では目撃情報は数件あるものの、クマの痕跡は見つかっていません。しかしながら、町民の安全安心の観点から丸子議員の質問とも重複いたしますが、本町のクマ対策について伺います。

細目1、クマからどのようにして農作物を守るのでしょうか。

細目2、小中学生をクマから守るため、学校ではどのようなマニュアルが整備されて対策がなされているのでしょうか。

細目3、町民をクマから守るため、町としてどのような対策がなされているのでしょうか。

以上、大綱2件、細目6点について町長並びに教育長のお考えを伺います。

議長（菊地康彦君）町長橋元伸一君、登壇願います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。大和晴美議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、都市計画マスタープランの改定に伴う関連事項についての1点目、道路の

老朽化対策について2点お尋ねがありましたが、関連がありますので一括してご回答いたします。

今年7月1日から山元町LINE公式アカウントによる住民通報を開始しており、先月末現在において、道路の不具合に関連する3件の通報が寄せられております。その内訳といたしましては、つばめの杜地区において歩道の点字ブロックが盛り上がっているとの通報が2件、浅生原区において舗装の端部が剥がれ段差が生じているとの通報が1件寄せられており、いずれの事案についても早急に対処し、補修を完了したところであります。今後においても、通報があった際には早急に現場を確認した上で、速やかに対応するもの、本格的な工事が必要となるものについては、緊急度や重要度を判断しながら現場の状況に応じ適切な対応に努めてまいります。

次に2点目、自転車の安全確保に向けてのうち、定期的を実施する通学路の点検結果についてですが、令和5年第4回議会定例会の一般質問で品堀栄洋議員にお答えいたしましたとおり、通学路については平成28年度に警察や学校、道路管理者等で組織した山元町通学路安全対策推進会議の中で関係機関と連携を図り、通学路の安全確保に向けた取組として毎年定期的に通学路点検を実施してきたところであります。同推進会議における点検結果に基づき、昨年度までに改善が必要と判断した13か所のうち、町が対応すべき9か所については昨年度末までに全ての対策が完了しております。残る4か所は県の所管であり、このうち県道改修の3か所は完了しているものの、県道角田山下線と町道いちご街道線交差部への信号機設置は未完了であることから、引き続き県に対し早急な設置を働きかけてまいります。また、同推進会議での意見交換においては、長年の整備問題であります町道東街道線の鷲足区から山寺区までの歩道整備について、新たに通学路交通安全プログラムとして対象箇所を追加し、本年度から測量調査業務に着手したところであり、今後も推進会議において関係機関と連携を図り通学路の安全確保に努めてまいります。

次に、ガードレール設置など自転車走行区域の整備計画についてですが、ガードレールは車両が道路外へ逸脱し乗員及び第三者への人的被害を防止するために設置するものでありますが、車両の制限速度が低い道路や道路幅員が広いなど道路外へ逸脱する可能性が低い場合は、道路状況を勘案しながら設置の適否を判断しております。町では道路形状などにより整備するもののほか、地区からの要望を受け現地確認を行い、危険性を把握した上でガードレール等の防護柵の設置を計画的に実施しており、今後も道路の安全な通行空間を確保するよう鋭意取り組んでまいります。

次に3点目、国道から東街道までの道路を拡張する整備計画についてですが、本町において国道6号から町道東街道線までを結ぶ東西の幹線的道路は県道が2路線、町道が北は八手庭線から南は町中山線まで9路線、合計11路線となっております。この11路線のうち、震災後に整備した避難道路と町道東街道線を直結する路線は町道高瀬中央線、町道真庭線、県道角田山元線の3路線であります。その他の路線についても災害発生時には避難道路となる重要な路線であると認識しております。なお、いずれの道路も1車線道路や2車線道路であります。歩道がない路線が多く、拡幅改良など整備の必要性は十分理解しておりますが、現時点では具体的な計画を定めておらず、今後、財源等を含め調査研究してまいります。

次に大綱第2、クマ対策についての1点目、クマからどのようにして農作物を守るの

かについてですが、クマは柿やリンゴ等の果樹類を好むと言われており、畑への侵入を防ぐ防護柵や電気柵の設置、爆竹やロケット花火での追払い等が一般的な被害防止対策であると考えられます。本町では幸いに農作物への被害は確認されておりませんが、他市町村の先導事例を参考にし、引き続き農作物の被害防止に努めてまいります。

次に3点目、町民をクマから守るため町としてどのような対策がなされているのかについてですが、現在、対策としては3段階に定めており、まず1段階としては被害を未然に防止する対策として広報や町ホームページでの被害防止策の周知をはじめ、防災行政無線及びスマホ情報アプリにより定期的に情報を発信しております。2段階目といたしましては、目撃情報が寄せられた場合、警察や行政区長と情報を共有し防災行政無線等により迅速に注意を呼びかけるとともに、現地確認により情報を収集精査し、町民に対し正確な情報の提供に努めております。3段階目としては、実際にクマが確認された場合を想定し、クマの追払いや捕獲を実施するための緊急銃猟制度に基づく対応としており、対策を講じる際は関係機関と連携して取り組むこととしております。私からは以上でございます。

議長（菊地康彦君）教育長菊池卓郎君、登壇願います。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。大和晴美議員のご質問にお答えいたします。

大綱第2、クマ対策についての2点目、学校におけるマニュアルの整備及び対策についてですが、小中学校では児童生徒の安全確保を最優先に、在校時または登下校時にクマの目撃や危険が確認された場合、児童生徒を速やかに校舎等の安全な屋内へ避難させ、警察や教育委員会に迅速に通報する手順を明記したクマ出没時対応マニュアルを整備しております。また、このマニュアルは県からの通知に基づき作成したものであり、遭遇時の基本的な行動指導や必要に応じた自宅待機、校内待機の判断基準、関係機関との連携等について記載しております。具体的な対策については、未然の被害防止策として日常的な児童生徒への安全指導、遭遇時の行動指導を学校で実施しているほか、家庭においても同様の指導の協力をお願いし、保護者と連携して児童生徒の安全意識を高めるよう努めております。また、クマの目撃情報があった場合には、速やかに保護者へのメール配信による情報提供と注意喚起を行うとともに、緊急対応が必要となった場合には集団登下校や保護者による送迎対応を行うようにしております。今後も教育委員会といたしましては小中学校及び関係各課と連携し、児童生徒の安全確保に努めてまいります。以上でございます。

議長（菊地康彦君）5番大和晴美君の再質問を許します。

5番（大和晴美君）はい、議長。再質問させていただきます。

大綱1の(1)、アですが、LINE更新アカウントによる住民通報はとても便利だと思います。ただ、実際にやる手順を広報か何かで示してくださると安心して使えると思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。広報、先ほどもいろいろな町民に対する周知に対して広報というのが一番効果的ではないかといういただきました。この件に関しましても、せっかくこのような仕組みを作っておりますので、町民の皆様にごできるだけ周知できるようにいろいろな手段を考えながら、今大和議員からいただいたような広報誌も含めて考えていければと思います。

5番（大和晴美君）はい、議長。今回、道路の不具合は3件あり、早急に対処し、補修を完了で

きてよかったと思っております。補修結果は住民にフィードバックされているのかどうか伺いたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。担当課長から説明させていただきます。

施設管理課長（富樫 誠君）はい、議長。補修の結果につきましては、通報された方へのフィードバックというのは行っておりません。以上でございます。

5番（大和晴美君）はい、議長。このような住民通報を生かすことにより、道路の管理の強化につながるかと考えているのかどうか伺います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。危険箇所とかそういう道路事情も町で定期的に回って業者さんなり回って点検はしているんですが、今回の歩道の点字ブロックのちょっとした盛りりとか気がつきにくい部分などもありますので、点字ブロックというのはそういう障害を持った方のためについている部分ですので、安全性とかいろいろなものを考えたときに早急に対応しなければならない部分だと思いますので、今回の通報などの件については本当に大いに助かったことだと思っております。

5番（大和晴美君）はい、議長。（2）に移ります。アですけれども、令和5年第4回議会定例会で同僚議員が質問した通学路点検については毎年定期的を実施してきたこと、また、町道東街道線の鷺足区から山寺区までの歩道整備については、今年度から測量調査業務に着手したことが確認できました。これらについては子供の命を守る道路づくりを最優先という考えについて伺いたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。特に通学路、今言った子供たちが通る道路において、最近は交通量も多くなっております。震災後、車一時的にはちょっと減りましたが、最近また多くなってきておりますので、歩道の設置というのは大変重要な部分だとは思っております。ただ、なかなか一気に全部というところも厳しいところがありまして、ましてやこの震災から15年が経過いたしました。震災後はどうしても震災の復旧・復興ということで6号線よりも下の沿岸部中心にいろいろ事業が進められてきたということもありますので、今何とか内陸部といいますか丘通りのほう、少しずつそのような道路整備も含めて安全対策、そういう部分に少しずつですけれども着手できてきているのかなとは思っております。今後もその点については、子供たちを守るための道路の安全確保については進めていければと思っております。

5番（大和晴美君）はい、議長。イのガードレール関係ですけれども、以前高瀬地区から要望受けたことがあったんですが、ガードレールに代わるポールを設置していただいたことがありました。ガードレールに関しても地区からの要望として上げていただくのが一番よいのかどうか伺いたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。地区からの要望といいますか、に限らず、まず要望というかそういうのがあった場合には、まず現場確認なり何なり町としてはやるということで、その必要性なり緊急性、そういうのも考えながら計画に反映していくようにはしているということになります。先ほども言いましたように、全部一気にというわけにはいきませんので、現場を確認した結果において優先順位といいますか、その緊急性を勘案しながら進めていくように努めているところであります。

5番（大和晴美君）はい、議長。それでは、（3）に移ります。現地点では具体的な計画は定めていないということでした。亘理町の道路と比較されることがありますが、都市計画において亘理町との違いの説明もありました。亘理町は昭和30年に都市計画区域に指定さ

れ、都市計画事業推進のため、都市計画税を徴収しています。山元町は昭和56年に都市計画区域に指定され、東日本大震災からの復興事業によりまちづくりが進行しました。この違いについて、町長はどう考えておりますでしょうか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。違いについてといたしますか、亘理町としては早い段階でその計画を作って、大和議員が言いたいのは多分東街道についても亘理町に行く歩道がずっとついているんですけども、山元町のほうがついていない。道路の幅員も少し狭く見るといいますか、周りの環境整備といいますか周りからの木や草のせり出しなどもあります。そういうところの進め方なのかなと思いますが、私、当時のことが分かりませんので、事業の進め方、進め方、多分計画としては同じような形で進めようとしたんだと思うんですが、当時、山元町としては違うほうの事業に重きを置いて進めたために道路の整備とかが遅れたのかなと私は思っておりますが、何年前のことというのはちょっと私もここで分かりかねるところがありますので、事業の違いというのではなく進め方だと思いますので、それで今の現状の違いが出てきているのかなと思います。

5番（大和晴美君）はい、議長。それでは、再度将来的に国道から東街道までの道路を拡張する整備計画というのは考えられないのかお伺いいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。先ほども言いましたように、丘通りのほうがどうしても、復興事業が優先されていたものですから遅れている部分があります。そして、先ほど言った3本、避難道路として作った道路に関して、そこからつながる部分に関しては重要だ。それ以外の部分が重要ではないといったことではないです。それ以外にも避難する場合には今6号線から、とにかく6号線よりも昨日もそうですが、津波においては6号線よりも西側のできるだけ高台に避難していただいておりますので、全ての道路が重要になってくるんですけども、現在、これも一気に全部というわけにはいかないんですが、どうしても震災の復興事業の中での道路整備といいますと通称四番作道のかさ上げだったりとか、上平浜原線の避難道路のちょっとした拡幅とかそういうほうを安全の部分で優先をさせて、今いっている部分があるので先ほど回答したように、6号線から東街道の部分の拡幅という計画については、今のところ正確な計画というのはありません。あそこの真庭に向かう6号線からあそこは計画にはなっているんですが、まだ進捗が進んでいない部分というのもあります。今後、そういうことも含めて優先順位というとな誰がどこでどういうふうにして決めているんだとなってしまいますが、その緊急性とか安全性、いろいろな部分を考えて今後はそういう部分を含めて計画を立てて作って進めていかなければいけないのかなと。今回提起していただいたこの件については大切な部分だとは認識しております。

議長（菊地康彦君）大和議員、具体的なその路線とか質問等ございましたらかみ合うのではないかなと思うんですが、もしそういう点があったら。

5番（大和晴美君）はい、議長。具体的なといたしますと、私も町長のお話にもありましたように避難道路からつながる路線が優先的には一番かなと考えております。

ぜひ今後の町長の政策的計画に入れていただければとは思っております。

それでは、次のクマ対策について移らせていただきます。細目1ですけれども、先ほどの同僚議員の質問の中にもありました。ツキノワグマをはじめとする鳥獣被害の防止に効果が認められるものとして、1つは電気柵というのがあると思います。本町の電気柵設置状況についてはどのように考えているのでしょうか。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。担当課長よりお答えいたします。

産業観光課長（村上 卓君）はい、議長。こちらについては、従来も今の特にイノシシというところについての電気柵、防護柵というのがありますので、クマの対策としてもそちらも使えるものとは考えております。実際、クマの関係については現在被害も確認できていないことから、設置というものはありません。以上でございます。

5 番（大和晴美君）はい、議長。（2）に移ります。クマ出没時対応マニュアルがもう作成済みということで、大変好ましく思うんですけども、こちらはいつ作成されたのかお伺いいたします。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。担当課長から答弁させます。

教育総務課長（伊藤和重君）はい、議長。マニュアルの作成時期でございますけれども、県の通知を受けまして、11月中旬に作成しております。以上でございます。

5 番（大和晴美君）はい、議長。11月下旬ということでした。先日11月21日にはサルを目撃に係る注意喚起というのがございました。この件に関しては保護者へのメール配信ですとか、保護者による送迎などに問題はなかったのかどうかお伺いいたします。

議 長（菊地康彦君）大和議員、サルに関するの通告が出ておりませんので方向を変えた質問をお願いします。

5 番（大和晴美君）はい、議長。幸いにも本町はクマの具体的痕跡がないということで、先日はサルを目撃があったということで、クマとは違うかもしれないんですけども、基本的にマニュアルに書かれていることで当てはまることが多いと考えたんです。それで今回スムーズな避難といいますか対応ができていれば、また皆さん安心かなとそういう観点からお聞きしたものでございます。

議 長（菊地康彦君）その点に関して。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。サルとかイノシシとかそういう鳥獣というんでしょうか、有害動物というのでしょうか、今まで実際に出没した経緯がありますので、そのときにはそれぞれどんなふうに対応すべきかというのは学校から子供たちに指導するとともに、教育委員会では保護者への連絡等も学校を通して行うようにしております。むしろ、クマの痕跡がなかなかないという状況の中では、サルなりイノシシへの対応ということのほうが現実的な問題なのかなとは思いますが、その辺への対応についても学校を通して適切に今後も行っていきたいと思っております。以上です。

5 番（大和晴美君）はい、議長。答弁、ありがとうございます。ということは、先日のサルに関してのときは特に問題はなかったということで。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。サルの出没案件については2件ありましたが、特に問題はなく、対応できております。以上です。

5 番（大和晴美君）はい、議長。それでは、最後の質問に移ってまいります。先ほども出てきたスマホ情報アプリインフォカナルについてなんですけれども、実際スマホを使用している方でもこちらのアプリを取り入れていない方がいらっしゃるのを感じております。ぜひ昨夜の津波注意報でも防災無線の後に同じ情報がインフォカナル、そして山元町公式LINEの順番で入ってきました。このスマホ情報アプリをもっと周知する考えはないかについてお伺いいたします。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。先ほどもお答えしましたとおり、せっかくこのような仕組みを構築いたしましたので、できるだけ多くの、本来であれば100パーセントというぐら

いに使っていただきたいわけですから、町としてはアプリを入れていない方に対してできるだけ周知ができるように、いろいろな手段を使って広報していきたい、周知していきたいと考えます。

5 番（大和晴美君）はい、議長。最後の質問となります。目撃情報を町民に提供する際に、より具体的な場所を示していくという考えはないでしょうか。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。どうしても地区だけ、地区名だけを流すと役場にお尋ねの、どうしても地区が広いものですから聞いた方たちは心配になって結構多くの電話をいただきますので、町としてもできるだけ住所なり、町から流すときには大体この辺という場所分かるんですが、警察とか消防署だとなかなか、消防署というか地区の確認というか、断定できない部分があったりして町としてはできるだけクマが出没したときにはある程度町内の方が分かりやすいようなあの辺という大きなくくりよりももっと狭まるような形で広報をしたいとは考えておりますので、今後、その辺、広報するときにもうちょっと皆さんに分かりやすいように、町のほうも電話をいただくとその対応に何人かどうしても手がかかってしまいますので、少しでも町民の方にはすぐに分かるような住所かなというか場所的なものを、目印になるようなものが発信できればとは考えております。

5 番（大和晴美君）はい、議長。クマから町民を守るため、もしくは農作物を守るため、日常的に町民一人一人がこのクマ対策に参加するまちづくりが必要と考えます。そのためには、同僚議員が取り上げた雑草対策や空家対策などもあると思います。犠牲を出さないためにもクマとの共存を模索し続けなければならないと思っております。以上です。

議 長（菊地康彦君）5 番大和晴美君の質問を終わります。

議 長（菊地康彦君）この際、暫時休憩いたします。再開は13時10分であります。

午前11時36分 休 憩

午後 1時10分 再 開

議 長（菊地康彦君）再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議 長（菊地康彦君）10番齋藤俊夫君の質問を許します。齋藤俊夫君、登壇願います。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。10番齋藤俊夫です。

町民の大きな期待を背負っての船出からはや4年、橋元町政も残すところ5か月となり、折しも去る10月、地元紙の手腕点検宮城の市町村長ではシビアな指摘がクローズアップされました。果たして、この間の町政運営がどうであったのか。約束を守る健全な町政運営に的を絞り、細目5点にわたり認識を伺います。

細目1点目は、必ず実現するとした公約等についてであります。これまでの答弁を中心に政治姿勢及び公約の達成状況に関して伺います。

具体的な1点目は、令和4年6月と5年12月定例会の2度にわたり町長選のさなかに某革新政党と政策協定を締結した事実関係はないと発言し、令和5年12月定例会では虚偽答弁ではないと協定締結を改めて否定したことに関し、再度、事実と整合性が取れたものなのかについて。

2点目は、去る9月定例会の答弁では公約の5つの柱にひもづく主要施策19項目の

うち、達成したものは16項目で着手した3項目の達成を急ぐとしております。しかし、そもそも主要項目数が欠落し、達成したとする項目には全く異質な施策をひとくくりに捉え、担当課確認だけで達成に含めるなど、曖昧模糊だと感じております。主要施策の項目数を明確にした上で、全項目の個別具体的な取組状況及び事実に向き合った評価について。

細目2点目は、自治体の長に求められる手腕についてであります。さきの地元紙掲載の手腕点検で指摘された点を中心に、町のトップが果たすべき役割等に関して伺いたします。

具体的な1点目は、手腕点検では橋元町政が抱える問題の核心を的確に捉えたシビアなケースが目立つ記事となっていることへの基本的な認識について。

2点目は、市町村長に求められる資質として判断や指示をすることや夢を語り進むべき方向を示すことが挙げられます。いみじくも、手腕点検では英断しないと町は衰退する、しっかり勉強し将来像を示してほしいと指摘していることへの認識について。

細目3点目は、町民や職員を守る姿勢についてであります。

具体的な1点目は、手腕点検では町長選後、声の大きい人たちが職員を疲弊させているという指摘があります。就任後に設置したいいわゆる目安箱に寄せられた職員からの問題提起の内容を年度別にどのように捉え、どう対処しているのか。また、制定を促してきたハラスメント条例の具現化に向けた取組状況について。

2点目は、去る9月定例会で指摘した遠地津波対応をめぐる検証結果の取りまとめ状況について。

3点目は、いまや国を挙げて取り組む事態となったクマ対策について。県のツキノワグマ総合緊急対策や12月県議会での補正予算及び他市町村の対応を見据えた具体的な取組について。

細目4点目は、町政の土台となる財政改革についてであります。就任後、身の丈に合った持続可能な予算編成、規模実現に向けたスクラップアンドビルドの具体的な実績及び町長査定における査定実績、割合について。

細目5点目は、分断解消と町民の人権擁護に向け、根拠と思いやりのある対応についてであります。

具体的な1点目は、震災復興の懸案である合戦原区における行政区編入問題の取組状況について。

2点目は、町管理の公共施設内における陳情書への署名活動行為が政治活動に該当するか否かの認識について。

以上、1回目の質問といたします。

議長（菊地康彦君）町長橋元伸一君、登壇願います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。齋藤俊夫議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、約束を守る健全な町政運営についての1点目、必ず実現するとした公約等についての政治姿勢及び公約の達成状況のうち、某革新政党と政策協定を締結した事実関係はないと発言したこと及びその発言は虚偽答弁ではないと否定したことについてですが、令和4年第2回議会定例会の一般質問で渡邊千恵美議員にお答えいたしましたとおり、町長選挙の期間中に某革新政党と政策協定を締結した事実は一切ありません。また、これに関し虚偽答弁にはならないのかについて令和5年第4回議会定例会の一般質

間でお答えいたしましたとおり、そういうことはないので虚偽答弁には当たらないとお答えしており、現在もその認識には変わりはありません。私といたしましては、当然全てを容認しているわけではありませんが、公約をはじめ進めるべく施策や方針に賛同し応援していただけるのであれば政党の枠を超えてご支援等をいただくことは、ありがたいご助言やご提言であると考えているものの、政策協定という形での締結はないことを改めて申し上げます。

次に、公約全項目の個別具体的な取組状況及び事実に向き合った評価についてですが、さきの第3回議会定例会の一般質問で伊藤貞悦議員にお答えいたしましたとおり、私が掲げる公約は、1つに豪雨水害対策、2つ目、一極集中を脱却し町全体の豊かな復興、3つ目、安心して暮らせる町を目指し福祉を推進、4つ目、子育て世帯への継続的効果的な支援、5つ目、職員とともに町民目線で進める公平で健全な町政運営、以上5つの柱にひもづく主要施策は19項目であります。

これら19項目の取組状況についてですが、現在までに達成に至ったと評価したものは複合施設整備計画の見直しや既存施設や文化遺産、自然の再生、有効活用、町民バス、デマンドタクシーの運行改善など13項目のほか、協議検討の結果、当初の実施方法を変更し方針転換を図った安全対策危機管理専門部局の設置や津波防災区域指定の見直し、地域包括支援センターの外部委託見直しの3項目を加えた16項目であります。方針転換した3項目の理由については、人員体制や効率性、県の津波シミュレーションの公表による前提条件の変化や合理性等を踏まえ、町民の皆様にとって最も効果的かつ持続可能な方法を選択するための判断であり、これらの方針転換は単なる撤回ではなく、目的を維持しつつより現実的で効果的な手段に切り替えたもので、町民の安全や福祉の向上を最優先に考えた結果であります。

また、達成評価については単に当初の手段を実行したか否かではなく、掲げた施策の目的がどのように実現に至ったかを重視しており、方針転換を行った施策についても目的を維持し代替手段で同等以上の効果を確保できたと判断したことから、達成と評価したものであります。しかしながら、坂元地区排水対策など豪雨水害の抜本的対策の推進や社協、他団体との協力による福祉活動の推進、小中学校、幼稚園、保育所の給食費全額無償化の実現の3項目については、着手してはいるものの、取組途上にありますので、これらの早期達成に向け引き続き鋭意取り組んでまいります。

次に2点目、町のトップが果たすべき役割のうち、手腕点検への基本的な認識についてですが、ご指摘の記事では私のこれまでの取組や町政運営に関する課題について、様々な視点から論じられており、記事の中で指摘されている人口減少や少子高齢化への対応、職員体制の課題、財政規律の重要性、さらには町長選後の分断解消などはいずれも町が当面する課題であると受け止めております。私は東日本大震災により失われた町の活力を再び取り戻すべく、安心して暮らせる生活環境づくりや移住定住を促す町の魅力創出などの取組を進めてきたところであり、記事で紹介された地域おこし協力隊や旧坂元中学校を活用したビール醸造所、体操施設等の取組は地域資源を生かし町に新たな魅力を生み出すための一歩であり、こうした挑戦を続けることが重要であると考えております。一方で、職員の離職や業務量の増嵩への対応、財政規律の徹底、町議会との対話は調和のある町政運営、町政の円滑な推進には不可欠な課題であると認識し、これまで意を用いてまいりましたが、これらの指摘を真摯に受け止め、今後の町政運営に生かし、取り

組んでまいりたいと考えております。

次に、町の将来像を示してほしいとの指摘への認識についてですが、このご指摘は町の現状に対する強い危機感と同時に、私への期待感を示すものであると受け止めております。私はこれまで当面する課題や懸案の解決に向け、町民の皆様と手を携えともに取り組んでいけるよう町の現状や課題等を積極的に発信し、町民とともに歩む方向性を共有することを常に意識しながら取り組んでまいりましたが、今回のご指摘により町民の皆様との対話の必要性を改めて強く認識したところであります。私といたしましては、これまで以上に様々な機会を捉えながら町民の皆様との丁寧な対話を重ね、町民が希望を持てる将来像とその実現に向けた具体的な道筋を明示することに最大限努めてまいります。

次に3点目、町民や職員を守る姿勢のうち、目安箱に寄せられた職員からの問題提起と対処についてですが、職場環境の改善を図るため令和4年8月から庁舎内に職場環境等に関する意見箱を設置しており、職員目線での幅広い意見を徴収し、働きやすい職場づくりに努めております。意見箱設置から約3年間で寄せられた意見は、合計33件であり、内訳としては事務事業の提案や改善に関する意見が7件、職場内環境に関する意見が19件、庁舎等施設に関する意見が7件となっております。寄せられた意見に対しては、その内容により課長職を通じ指導や助言を促すなど、必要に応じ早急な対応に努めており、このような積み重ねにより職場環境の改善につながっているものと認識しております。

次にハラスメント条例の具体化に向けた取組状況についてですが、ハラスメントの防止は重要な課題であると認識しており、令和4年度にハラスメント防止要綱を制定し、この要綱に基づき相談、苦情窓口を設置しているほか、職員を対象とした研修会を開催するなど、ハラスメントの防止に取り組んでおります。また、国においても今年6月に労働施策総合推進法が改正され、事業主に対しカスタマーハラスメント防止措置が義務化されるなど、ハラスメント対策の強化を図ることとされており、今後、詳細な指針が示されるものと捉えております。町といたしましては、国から示される指針や他自治体における事例に注視しながら、早期の条例制定に向け引き続き研究を重ねてまいります。

次に遠地津波対応の検証結果の取りまとめについてですが、検証を進めた中で、主に3項目を課題として捉えたところであります。まず1つ目ですが、町民への避難行動の呼びかけや情報提供の在り方について。これらは主に総務課危機管理担当が所管しますが、同危機管理担当の業務は災害対策本部の設置運用から災害対策全般の取りまとめなど、担う業務が多くかつ広範囲にわたるため、災害対策本部総務部を構成する各課の役割分担を再構築したところであります。これらを踏まえ、去る11月16日に実施した総合防災訓練においては総合防災情報システムを活用した県への報告や、町民への広報手段となる防災行政無線での広報及びスマホ情報アプリを活用した速やかな周知など、実践的に取り組んだところであります。

次に2つ目ですが、指定緊急避難場所及び指定避難所の取扱について、備蓄食料の充足等を図るとともに津波予警報発表時の避難先について、沿岸行政区とともに課題等を整理したところであります。行政区の実情によりその対応は異なりますが、町民が迷うことなく避難できることが第一と捉え、その方向性について実態に即した避難の在り方や避難先の選定について一定の方針を確認しております。

3つ目ですが、指定避難所における暑さ対策について、特に学校避難所体育館におけるエアコン等の設置について、交付金等の有効活用を念頭に施設管理者である教育委員会と連携し、早急に取り組んでまいります。なお、今議会においてかかる予算を提案しておりますので、趣旨をご理解いただきご可決を賜われますよう、よろしくお願い申し上げます。

災害対応に当たってはその状況に応じ柔軟かつ的確な判断が求められますことから、このたびの遠地津波の対応をはじめとする過去の災害から得た教訓を生かし、多様な災害を想定した訓練を継続的に実施し、災害対応力の向上に努めてまいります。

次に、県のツキノワグマ総合緊急対策や12月県議会での補正予算及び他市町村の対応を見据えた具体的な取組についてですが、県では先月、クマから県民を守る緊急対策としてツキノワグマ総合緊急対策事業を新たに創設したところであります。この取組を踏まえ、本町では同事業を活用し鳥獣被害対策実施隊員や町職員用のクマ鈴、クマを追払うための爆竹やロケット花火などの被害防止用の物品の配布を受けており、今後、クマ捕獲用の箱わなも配備される予定となっております。また、近隣市町村の取組では町や警察、鳥獣被害対策実施隊が合同で緊急銃猟の模擬訓練を実施していることから、本町においても今後、警察等と模擬訓練の実施に向け協議したいと考えております。なお、本町においてはクマによる被害は確認されておりませんが、備えを万全にし、引き続き町民の安全安心につながる取組を進めてまいります。

次に4点目、スクラップアンドビルドの具体的な実績及び町長査定における査定実績、割合についてですが、初めにスクラップとして就任以降既存事業の見直し等により縮減及び中止した主な事業は98事業で、総額が約13億1,000万円となります。その内訳については、地方債発行額の抑制や財源調整のため年次計画による平準化を実施すべきと判断したものが27事業で約5億1,000万円、事務執行状況や来年度の業務予定等を踏まえ組織体制に見合った業務量への調整等を実施すべきと判断したものが40事業で約1億6,000万円、そのほか、緊急性が低い事業や財源の見通しが不明確なものが31事業で約6億4,000万円となります。

次にビルドとしての新規事業等についてですが、主な事業は105事業で総額が約22億9,000万円となります。内訳については、小中学校給食費無償化事業など公約に係るものが19事業で約8億5,000万円、高齢者補聴器購入助成事業や小中学校学力向上支援事業など町民に対する新たな支援策やソフト事業に係るものが28事業で約1億1,000万円となります。そのほか、国の施策や施設の更新に起因するものとして庁内業務インフラシンクライアント化事業や防災行政無線更新事業など58事業で約13億3,000万円となっており、結果として縮減、中止した事業と新規事業を比較すると新規事業の総額が上回っております。また、近年の予算規模については、これらに加え昨今の物価高騰の影響に伴う経常的経費の増嵩なども重なり、震災前と比較し高止まりしている状況となっております。来年度当初予算は4月に町長選挙を控えていることから、骨格予算での編成となりますが、引き続き予算規模の適正化と持続可能な財政運営に取り組んでまいります。

次に5点目、分断解消と町民の人権擁護に向け根拠と思いやりのある対応のうち、合戦原区における行政区編入問題の取組状況についてですが、合戦原区と桜塚地区に関する行政区編入問題については、震災復興の過程において様々な経緯をたどってきたもの

と認識しております。平成28年8月の顔合わせ会から双方の融合に向け複数回の意見交換を重ねてまいりましたが、残念ながら融合には至っておらず、私といたしましても今年10月に開催した区長会議において合戦原区自治会と桜塚自治会の円滑な融合について、その思いをお伝えしたところであります。一方、両自治会の融合に際しましては、お住まいの皆様の意向や考え方を最大限に尊重し、お互いがよりよい環境で暮らせる地域づくりが何よりも大切であると考えておりますことから、双方の理解と納得が得られるよう引き続き意を用いて対応してまいります。

次に公共施設内における陳情書への署名活動行為についてですが、町内の公共施設においては公共物管理条例や施設ごとに定める管理規則等により使用目的に応じ使用の適否を判断しております。したがって、署名活動の可否については同条例や当該管理規則等に照らし合わせ対応することになります。また、ご指摘のありました署名活動行為が政治活動に該当するか否かについてですが、まず、請願や陳情は日本国憲法や地方自治法に基づき国民に保障された権利であり、署名活動もその一環として認められております。なお、その署名活動が特定の政党や候補者の支持等を目的とする場合は、公職選挙法や地方公務員法に基づき政治活動に該当し、政策要望等の非政治的な請願陳情に係る署名活動は政治活動には該当しないものと認識しております。以上でございます。

議長（菊地康彦君）10番齋藤俊夫君の再質問を許します。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。議長、すみません。今の町長の答弁の中で答弁漏れが何点かございましたので、それを時間を止めていただいて確認したいのでよろしくお願ひしたいと思っております。

概略申し上げますけれども、今回の質問に当たりましては、特に公約の取組につきましては事前に担当課と確認した上で通告しております。その通告内容ですが、町長選の政策集なり選挙公報に明記した内容に関して、具体的にどこがどういうふうに不自然な点なり疑問点があるのか、それを列挙しております。今回はそういう指摘を全く考慮しないとか無視したような回答になっておるわけでございます。繰り返しませんけれども、担当課にも事前に伝えております。少なくともこの5つの柱につながる主要施策の項目数が分母として果たして幾つあるのか。その中で、取りやめた施策を除外した上で達成したものが幾つあるのか。それを明確にしなければ公約の達成度というのに言及するということは、これは不適切というか無理があるのではなかろうかなとそういう思いでございます。

そのほかにもう2点、答弁漏れがございました。細則3の町民や職員を守る姿勢の中の問題提起の年度別が。

議長（菊地康彦君）すみません。最初、具体的にどこかをまず。具体的にどこなのか、まず最初のことを言っても、執行部のほうに伝えるにしても。

細目1番ですか。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。細目の1番の2番目になりますか。イのほうです。

議長（菊地康彦君）この下にある主要施策の項目数を明確にした上でというところを言っているということですか。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。そうです。その辺、全部担当課長なり担当班長にお伝えしていますので。

議長（菊地康彦君）はい、分かりました。

議長（菊地康彦君）暫時休憩いたします。再開は1時55分に再開いたします。

午後1時39分 休憩

午後1時55分 再開

議長（菊地康彦君）再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（菊地康彦君）この際、暫時休憩といたします。再開は2時5分、2時5分であります。

午後1時55分 休憩

午後2時 5分 再開

議長（菊地康彦君）再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（菊地康彦君）再度でございますが、暫時休憩とさせていただきます。再開は14時15分。

（「議長、議事進行。何のために休憩しているのかわかりません」の声あり。）

議長（菊地康彦君）分かりました。今現在、先ほど齋藤議員のほうからの一般質問に対する回答が事前通告等にのっとなって回答されていないという申出がありまして、どの辺が違うのかということで、齋藤議員、それから執行部と両方からの事情を聴取したところです。今両方からの事情聴取終わりましたので、その内容をもって最終確認を齋藤議員にしていただき、それで再開したいと思っております。

（「これまでも、質問に対して答えられていないことが多々ありました。それをどういう形で対応したかということ、これは関連がありますから一括して回答しますということで、その質問に沿った回答がなかったことがここ十何年かしばしばありました。その類いの同様の問題ではないかということ指摘しておきます」の声あり。）

議長（菊地康彦君）その件に関してもこちらでも十分理解した上で今進めておりますので、よろしく申し上げます。

午後2時 5分 休憩

午後2時15分 再開

議長（菊地康彦君）再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（菊地康彦君）10番齋藤俊夫君の再質問を許します。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。再質問に入りますけれども、私は議員になって以来、定例会での一般質問を欠かさずに行っておりますけれども、常に二元代表制の一翼を担う議会人としての役割を果たすべき自覚と責任を大切にしております。それはこの議会がイエスマンの集団にならず、与野党の立場を問わず執行部を牽制監視すること、すなわち提案された事業に対しては是々非々で臨むことが議員の本分であることを忘れずに、執行部

と切磋琢磨する姿勢だと思っております。ですから、仮にもひたすら賛成、擁護に回るとしたらそれはもはや自ら議員としての存在意義を放棄したものと同然であります。また、批判というのは批判をすること、物事のよしあしについて論じることでございまして、誹謗中傷とは異なることをわきまえた対応でございまして。その上で、細目1から再質問に入ります。

先ほどの答弁であくまでも虚偽答弁ではなく、政策協定はない、また、前回の答弁同様に応援してくれるのであれば政党の枠を超えて支援してもらうのはやぶさかではないとのことですが、それは全てを容認されているわけではないというお答えもありましたとおり、程度問題でございまして、自民党籍を有している方の政治姿勢とは到底思えません。それこそ、前回の町長選で某革新政党から応援してもらったのは事実でございまして、いずれの政党であれ、党籍を有する党員、これは政策協定なり党書の推薦が、締結がなければ個人的な対応は基本的にできないことになっていると理解しております。ここは正直に本音で向き合うことが私は大事だと思います。政策協定の締結はこの際潔く認められたほうが得策ではないのかなと思いますけれども、認識をお伺いいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。前回にも先ほどの回答でもお答えしましたとおり、そのようなことは一切ありませんので、私としてはないということでお答えするしかないということでございます。さっきも言いましたように、今議員は党に入っている人がよその党のどうのこうのということを行いましたけれども、先ほども言いましたように、私が正しいと思ってやろうとしていることを結局誰がどこの党だとか何とかということ、私いちいちその人を区別してそしてあなたの応援結構ですからなどとそんなことは私言いませんので、さっきも言いましたように、私としては自分の正しいと思って町民のために町のために進めようとしている施策に対しましてそれはいいことだと認めていただいて、応援していただけるというのは本当にありがたいことだと思っております。これだけは言っておきたいと思っております。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。これまでも町長言われたようなことについては私も言っていたのが、自民党と最も対峙している革新政党だというところがポイントでございますから。

議長（菊地康彦君）齋藤議員に申し上げます。政党間の問題につきましてはここでは発言を控えていただきたいと思います。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。基本的な部分が協議されないとすると次の展開があるものだから、すみませんでした。

それでは、町長はこの問題に関する最初の質問があつてからほどなくして、某革新政党の宮城3区暮らしの相談室事務局長某氏のインスタグラムから橋元さんと政策協定を締結したとするブログ、これがいつの間にか削除されました。そういうことで、あくまでもないとしらを切るつもりなのか。たとえ現段階で問題のブログが削除されたとしても、政策協定を締結したということは既に某革新政党の中央委員会に届いているんですよ。それが一目瞭然、公になっているというそのことを私、前提に確認しているわけでございますので、そういう事実は承知していないのかお伺いいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。どこに出たのか、どういうふうに出たのか、それも分かりません。私としては本当にやっていないとそういうことはなかったということではしております。分かりません、私。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。今あえて町長の目の前にも私とその根拠とする。

議長（菊地康彦君）傍聴者に申し上げます。静粛に願います。続けてください。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。私が根拠とするものをお示ししたわけでございますけれども、その中央委員会のホームページには某革新政党が与党の自治体と題する一覧表が掲載されております。それがこれでございます。そこには、去る10月28日現在で全国30自治体の1つとしてまぎれもなく自治体名山元町、首長名橋元伸一、これが明記されております。また、与党としての形態は支持になっており、それ相応の政策協定を締結したことがうかがえるという掲載内容でございます。そうした紛れもない事実が一目瞭然、公になっているにもかかわらず、それでも政策協定の事実はないとあくまでも否定されるのかお伺いいたします。

議長（菊地康彦君）齋藤議員に申し上げます。SNS等の情報なりインターネット上の情報ということなのですが、これは確たる情報として質問しているのかどうか確認なんですけれども。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。私はそういうことで認識しております。

町長（橋元伸一君）はい、議長。何度聞かれても、私もここに証拠があるとかいろいろ言われても、私としてはとにかくありませんのでないと答えるしかありません。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。名の知れた天下の政党が何ら根拠もなく一方的に自治体名なり市町村長の名前を一覧表として公表するはずは……。（「議長、議事進行」の声あり。）

議長（菊地康彦君）ちょっとお待ちください。

（「今の発言については、どこで確認して、どこで出して、いろんな対応あります。某革新政党っていうのは私のことを言っていると思うんですが。

今、そういうご意見もありましたので、休憩を取りまして議会運営委員会を開催して、今の内容について協議したいと思います。その辺の一方的なね、事実も確認しないでこういう公の場で堂々と発言させること自体が許せないんです。私発言する権利ないんですよ、この場ではですね。一方的に言われたままで、そういう議事運営は許されるのかどうかということも含めて、もしこれ以上進めるなら……」の声あり。）

議長（菊地康彦君）暫時休憩といたします。再開は2時45分に再開いたしますので、議会運営委員会の皆様は議会運営会室にお集まりください。

午後2時24分 休憩

午後2時45分 再開

議長（菊地康彦君）再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（菊地康彦君）ただいま議会運営委員会を開催いたしまして、休憩前の齋藤議員の質問に関しまして議論を審査審議をさせていただきました。

その結果、各委員からの意見もございまして、実際、SNSの情報だったりインターネットの情報、そういったものについての真実性だったり齋藤議員が申し上げている実際の資料、それを基に各議員間で議論をさせていただきました。最終的に町長に対しては、町長に当たっては回答はご本人の言葉で返していただいていますし、その点に対しての信用性といいますかそういったものを重視した形と、それから政党間の対立に対す

る発言は一般質問の趣旨から逸脱しているということで、質問は町政に関するものに絞っていただきたいということになりましたので、齋藤議員に関しましては今質問されている革新の関係の資料に対して取りざたされておりますけれども、そこから離れていただいて質問を続けていただきたいという結論に達しましたので、そのようにお願いいたします。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。お時間を取らせました。次の質問に入る前に一言だけ、議長から政党のという話ございましたが、私はあくまでも政治姿勢という形での問題提起でございましたので、そのことだけはお断りしておきます。

細目2の関係に入りますけれども、今回改めて町長の公約の類い、選挙公約なる政策集、これを点検したところ、いろいろと疑問点なり首をひねるところが出てまいりましたので、その上でお尋ねをするわけでございますけれども、例えば公約の中にいろいろ施策を列記した中でここに掲げた施策は以前から町民の皆さんが希望し議会などでも取り上げてきたにもかかわらずこれまで実行されなかったものですよというそういうどこかで覚えのあるせりふなんですけれども、後ほど個別具体的に指摘いたしますが、それこそ掲げられている公約は大変前町政において実行済み、あるいは継続中でございます、目新しいものは数えるほどしかないんですよ。そういうことで、事実と相違するようなことを平然とそこに述べていられるわけでございますけれども、その辺の基本的な認識をお伺いいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。そこに関しては今回県のシミュレーションが変わったこともあってできませんでした、危険区域の見直しとかそういう部分については結構多くの方たちが要望していたものに介して、なかなか町が進めていただけないということがあったのでそのようなことも含めてこのような文面を書いたと私は記憶しております。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。何かいとも簡単にあれしていますけれども、ここにずらずらと言っている皆さんが希望し議会でも取り上げてきたにも云々かんぬんというこういうくぐりがいかなものですかということをお願いしているんです。

町長（橋元伸一君）はい、議長。私が選挙に出るに当たって現職の方との違いをちゃんと明確にしなければいけませんのでこういう部分、先ほどにプラスし言わせていただくと、これまでJRの移設だったり結果としてそれがいいか悪いかは別といたしましてそういう部分とか、そういうのも含めてなかなか住民の声を当時聞いていただけなかったというところがあったので、そのような文面とさせていただきます。私は、ですから、自分の中で選挙に出たときの公約としては住民に寄り添い住民の声をちゃんと聞きながらそして皆さんといろいろ話をしながら町政を進めていきたいということを訴えたというふうに私は認識しております。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。失礼しました。公約の柱の一つに新市街地の一極集中から脱却して町全体を豊かな復興を進めるということを掲げておりますけれども、一般的に一極集中というのは特定の地域に人口、産業、経済、文化といった機能が過度に集中していることを言うわけですね。新市街地に何が一極集中しての脱却なのか、具体的にお示しをいただきたいと思っております。

町長（橋元伸一君）はい、議長。当時、私の認識だと前職の方は町に顔がない。中心地を作りたいというそれは私は間違っていないと思っております。コンパクトシティというものをコンセプトにしてものを進める中で、私が思ったのは被災した方たちが新たな居住地区、そ

ういうところにできるだけ行政サービスをしやすくするために1か所に、できるだけ1か所2か所少ない数の中で集まって生活できるような形に進めるのがまちづくりとしていいんだということで進めていたと思うんですが、当時私の認識だと何か被災していない方までこちらに集まってこいみたいなふうに私には見えませんでしたので、山元町実際には10分15分あると通り過ぎてしまうぐらいの本当に私は小さな町だと思います。形で言うと東西南北長方形になっていて凸凹がどこかが出っ張っていてどこかが引っ込んでいるとかそういうものではなく、本当にきれいな長方形の形の町なのかなど。そういうときに、復興を進める中で既存の集落との連檐性、その辺をうまくつないで町全体のバランスのとれた復興というのを考えたので、私としては当時の進め方が新しい市街地にみんな集まってきてください。そういう形に見えませんでしたので、こういう一極集中というちょっと強い表現になりましたけれども、そういう表現にさせていただきました。私はもともとの集落、既存集落と被災した方たちの新しい集落をどうやってうまくつなげていくか、それが一番の町の課題だなとその当時思っていましたので、そういう形での表現をさせていただきました。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。何か一極集中という言葉の意味合いをどこまで理解されているのか非常に首をかしげたくなる今の回答でしたが、しからば、3つの新市街地に町内の皆さんがどのぐらい集中されていると認識されているのかお伺いいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。町の人口からすると、人口比率から言ったら結構大きいですよ。それがさっきから言っているように悪いことではないと私も言ったはずですよ。前職の方が進めていた中で事業全てが駄目だということではなく、その進め方です。先ほども言いましたが、周りの声も聞きながら身近なそばにいる方の声を聞きながら、また遠くにいる方の声も聞きながら町民みんなの声を聞きながら全部が全部できるわけではありませんが、寄り添った形で進めていただければいいんですが、そういう形には私からは全然見えませんでしたので、みんなを引きずって走っているように見えませんでしたので、今回そういう形で表現をさせていただいたということでもあります。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。そのことで議論してもらちがあきませんので、しからば個別具体的な達成関係に対して伺います。まず、主要成果で達成に至ったとする16項目のうち、確かに先ほど回答のあった3項目、これはそのとおりでございますが、例えば県の評価見直しを受けて断念せざるを得ない津波防災区域指定の見直し、これを達成に含めること自体、これは私ナンセンスだなと思うんです。これは遠慮なく町長が、町がどうのこうののではなく県のせいですから他律的な要因ですからそこで断念されたのは、これは除外ですよとして分母から外すのが筋ではないですか。そうでないとそれも含めて達成しましたというそういう認識は一般受けしないと思いますよ。いかがでしょうか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。表現の仕方が人それぞれ取り方だと思うんですが、私諦めていません。今回県のシミュレーション、最大級の災害ということで1000年に1回以上のシミュレーションをしたのかなど思っていますので、地震があつて昨日のように津波が来たときに堤防を壊され、かさ上げ県道も壊され何してという本当に一番最悪の状態を考えたときにのシミュレーションになっておりますので、新市街地も最初のシミュレーションに合わせて新しい計画を作った中で移転先を考えてあのような形作ったんだと思いますけれども、それでも最終的な中でいろいろなっていますから、そういう部分含めて私としては町の土地があんなに余って3種区域などは特に空き地がいっぱいあつて、

住んでいる方でももともとの住んでる方半分残っていますし、そういうものも含めてその部分についてはまだ諦めておりませんが、私としては私の実績を無理やりこじつけようとは思っていませんので、齋藤議員がもしそこがそうではない、こういう表現おかしいのではないかといたらそれは私は真摯に受け止めてもいいと思っています。決してそれを否定して私は絶対これは達成したと思うんだとはしませんので、今後もそこに向けてその時期が来たときにできればと、せっかく空いている土地、町の土地ですからそういうところを有効活用、住宅にしても企業誘致にしても畑にしても田んぼにしてもその辺をそういう危ないという認識を外して住めるようになればいいのかなと思いますので、その辺は私は齋藤議員が達成とするのはおかしいと言うのであれば達成とせずにそこを残して、その時期が来たときに達成できればと思います。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。何か問題の指摘をしっかり受け止めていないような発言なんです、諦めるとか諦めないではなく、ほかの要因で県なり国の都合で町ができなくなったわけだから、それは保留にしておけばいいだけの話であって、達成しましたというそこに含めましたというのはおかしいでしょうということだけ言っているわけですから、あまり余計なところに言及されなくても分かりますので、そういうことでお願いをいたします。同様に達成に至ったとする安全対策危機管理部局の設置、あるいは地域包括センターの外部委託に関しては何か先ほどの答弁、とってつけたようなもってもらいたい理由を並べられておりますが、町長は議員として当時町の人員体制の脆弱さということを十分ご理解の上、こういうものを提案されたというわけでございますよ。それから、包括センターの委託の関係についてもこれも当然審査検討してもらって、了解してもらったわけでございます。就任されてから確認するところによると、何か担当課長からの説明でいとも簡単に見直し断念ということと私は確認しておりますけれども、そうしたもので達成に至ったと評価するのは、これも極めて無理筋な捉え方ではないのですか。お伺いいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。地域包括ケアセンターについても最初の認識といいますか、私の考え方と中のこと精査いろいろな住民からの声なども聞いたときに、これについては現状で業務委託を受けていただいた方のほうで一生懸命取り組んでいただいていたので住民からは好評を得ていたということもありまして、そこに関しては私どこかの何かの形で言ったと思うんですが、ここの認識に関しては訂正をさせていただいてこのままで継続していくとかそういう形にしたと私も記憶はしております。それを確かに齋藤議員言うように達成したという表現をすることに対しては私も達成ということではなく、継続という形にするべきだったのかなとは思っております。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。ようやくそれらしい今回答をいただきました。そこはいろいろな考えあるかもしれませんが、客観的に捉えた場合、一般受けする形で共通理解するようにされたほうが私は望ましいんだろうと思うんです。同じように、基金を活用して健診無料化に関しては、確かに何か脳検診か何か国保運営の一環として無料化の1つにされたというのは確認しています。でも、大半は以前からの取組なんですよ。それから、介護保険料減免枠を拡大に関しては基金を活用して健診無料化と同じ項目に一把ひとからげなんです。別問題ですから全く異質な制度をひとくくりにして1主要項目でございましてというのはそういうカウント、どこかをちょっとだけやれば達成しましたという捉え方、それも無理筋でしょうということそういう認識なんです。いかがでしょうか。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。掲げた公約に対して安易にただ達成したとかしないとか、部分だけかすったとかかすらないとかそういうのではなく、自分の中でいつも議員がおっしゃるように身の丈というのもありまして予算がありますので、その中で基金などの使い道いろいろ考えた末で少しずつでも住民のために役に立つ方式として1つ2つでもできたということで達成という表現をさせていただいたということでもあります。まだまだ健診についていろいろな健診ありますから、全てが全て全部ただというわけにはまいりませんので、そういう部分で少しでも住民の負担を軽減できればというところで、考え方のいろいろあると思うんですけれども、医療系の関係で私はそのこのところをそういう感じで今回入れさせていただいたというふうになります。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。また元に戻った今の回答でございますけれども、そうではなく全部できたのはこれは素直にはい二重丸です。一部できたのはあくまでも一部なんです。一部の達成をもって全部が成立したごとく回答されるというのは公の場ではいかなものですかとそういう思いで私先ほど来から指摘しているわけでございます。同様に、坂元地区保育所再建を軸に希望者全員が入れるよう保育事業拡充に関しては、これも前々からの流れで民間の幼保連携、いわゆる子ども園が実現したことによって言葉はなにでございますけれども棚ぼた式での拡充を果たした。そういうことだと思えます。町長もあれほど保育所再建熱心に取り組みされておりました。最近では保育所再建雲散霧消どこへやらです。それこそ坂元地区の皆さんが期待を寄せてはしごを外すかのようなごとくでございます、失望感が膨らむ典型的な事例になっているのではないかとその辺の認識をお伺いいたします。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。保育所の再建とそれから学校の再興と再度考えたいということで、学校については1年間延期をさせていただいて再考したわけですが、確かに議員がおっしゃるとおりで、中には期待をしてがっかりした方もいるのかなとは思っております。ただ、私としてはその辺は選挙のときもそうですが、坂元地区に行ったときには正直に保育所は必ず作ります。小学校は必ず残しますと言え皆さんは本当に喜んでいただけるものだと思いますが、申しわけありませんがそれははっきりここでは申し上げることはできませんと選挙の講演のときにお話をさせていただいておりますので、議員がおっしゃったように現在このような形で今進めていることに対してがっかりしたといいますか私に対してそういう思いを持っている方もいるのではないかと思います。私としては何度か話をさせていただいてご理解をいただけたものと思っております。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど休憩時間にも公約、主要施策の捉え方について再確認させていただいたその1つなんですけれども、福祉の関係で私が抜け落ちているという指摘した災害公営住宅入所基準の見直し、それから家賃減免の継続、これは異なる施策をひとつくりに捉えているんですけれども、その中で家賃減免継続、これは確かに達成しているから二重丸でいいんです。ところが災害公営住宅入所基準の見直し、これは担当課としては1度たりとも検討したことはないという話なんです。これなども前段申し上げたように入所者に期待を持たせる典型的なケースではないのか。これも認識をお伺いいたします。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。必ずしも料金を安く、安いままで入れるとかそういうのではなく、今で言えばこじつけになると言われればそうですけれども、災害公営住宅、空き

が出てきて違った方でも民間でも入れるようないろいろ町営住宅的な部分も出てきました。これも私がやったのではないと言えばそれまでの話ですけれども、国で変更を認めていただいて空き室を減らすということもありますし、そういう町の施策につながるようにということで国の支援もらいながら進めたこともありますので、それもさっき言ったように棚ぼたではないですけれども、時間の進む中でそういう部分が改善されて行ったというところでもあります。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。次に、先ほど達成したと含めた小学校の統廃合計画の関係なんですけれども、これも坂元地区の皆さんに期待を持たせておきながら、その結論は全く変わらず、前段も町長触れましたけれども、これまた保育所同様に坂元地区の皆さんに失望感が膨らむ典型的な事例かと思います。それはさておき、再検討に要した時間、結果として再編小学校の開校が1年の検討時間が2年に、2年遅れになっているわけです。10年が12年度になっているということは、子供たちに望ましい教育機会の提供が先延ばしになった、時間の浪費、加えて大きいことは建設費が大きく膨らむことになったということだと思うんです。この指摘、どのように捉えられますか。認識をお伺いいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。確かに2年延びたことによってどのぐらいの予算が増えたかというのはちょっとあれですけれども、確かに今の物価高騰の中でそのような形はあると思います。ただ、1年延ばしたことが無駄だとは私は思っておりません。地区のために、そして子供たちのために何がいいか、本当に当時の進め方とかにも住民からのいろいろなお話を私は聞いたときに、さっきから言っているように、結果がどうではなく進め方に問題があるのではないかと。ですから、私としてはこれまでのいろいろ経緯なりあとはお話を聞いたりそういうことをして、1年かけて最終的には結論は変わらずこれが一番子供のためにいいと思って結論を出したわけなんですけれども、それについても先ほども齋藤議員から言われたように、それに対してがっかりした人もいるんだとは思いますが、私としては時間をかけて1年かけて再考してそして出した結論、地域の方も全員ではないでしょうけれども理解をしていただける方もいるのかなと思っておりますので、予算の関係に関しましてはそれ以外にも私が今いろいろ進めている中でいろいろなものが先送りされた中で何であるときにやっておけばというのはありますけれども、私は決してそんな過去に戻れませんので、それを言うつもりはありませんでした。先ほどというか前の方の質問のときにも言いましたいろいろ道路の整備にしてもそうですけれども、やらなければいけないことがやっていなくて、今になってとんでもないお金がかかるとかそういうのはあります。ただ、それが住民のためにいいと思いますので、ただそれは丸々ではなくそういう国の制度なり何なりをうまく活用しながら、そこにタイミングを合わせて持出しを少しでも少なくする形でやっていければいいのかなと思っております。遅れたことによってお金がかかるということを指摘されれば、それはそのとおりです。ただ、そこで1年2年時間をかけて再考したことに関しては、私は決して間違いではなかったと思っております。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。当初の再編計画、あれは町長のよくお分りの方がいろいろと議論をリードしてくれてあそこまでまとめてもらったのかなと私は感謝しているんですがございますけれども、そういう町長の認識だということで次の確認に入ります。

より厳格に行政事業を執行という項目、ございますね、約束項目。就任後に不適切事

務処理が多く発生しておりまして、監査委員から再三にわたり改善を指摘されているという実態から、達成したというにはほど遠いふうに受け止めるのが常識だと思うんですが、それなども達成したとなっているのはいかがなものでしょうか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。齋藤議員だけではないのかもしれませんが、執行に関してはそれぞれの考え方があると思うんですが、私は町の財政、いろいろ考えながら本当に厳格にやりたいことをただ突っ走るということではなく、職員ともいろいろ相談をしながらお金の出どころ、いろいろなものを考えながらこの公約を含めて毎年計画を進めてきたと思っておりますので、私としては監査委員からいろいろなご指摘いただきますが、決して間違ったことをしてきたのかなとは思っておりませんので、今後もそういういろいろな見方もありますし、監査委員なりの考え方もありますし、素直にその辺は受け止めてその都度、今のそれこそさっきも言いました。齋藤議員がよくおっしゃる身の丈に合った町の財政に合わせた形で計画を立てて進めていければと思っております。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。この問題もそろそろ終わりにしたいと思うんですけれども、町長は去る9月定例会のこの場で同僚議員に対して達成に至ったものはとか公約の達成度は半分以上、60から70点ぐらいだと公約の実現を達成度というふうに言葉で表現されたわけでございますけれども、私が休憩時間を挟んで問題指摘している項目の捉え方、あるいは達成というものの関係、私なりに整理してみますと仮に分母を動かさないで19だとすると二重丸が確かに3つございます。丸はこれは2つぐらいですよ。だから、19分の5でございます。パーセンテージに言うと26.3パーセントかな。それから抜け落ちているという主要項目をプラスして本来分離すべきものを1つにくくっているものをちゃんと分けてあげると、主要項目は26分母。その中で丸がつくのは7つ、二重丸が5つ、一部達成が2、26分の7、これも同じく26.9パーセントというのが私の見立てだということでございます。

それを述べておいて、最後に同じように町長は9月の定例会で公約は任期4年間でできることを掲げていると再質問の答弁で明言しておりました。また、公約でも先ほど確認したように必ず実現しますと断言しております。残された任期4か月間に掲げた公約が間違いなく全て必ず実現できるのか確認いたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。今の質問でございますけれども、私としては全部やるつもりでやっておりますが、4か月でできるかと。今年の4年目のということで自分の公約をほぼ入れていろいろやっておりますが、今言ったように、実際に私が考えても100パーセントではなく一部だろうとか半分でしょうという思えるところもありますので、そこは素直に私は認めたいと思います。全てが全てできるということは、この間はそういう意気込みでいこうということでお答えいたしました。その計画も入れてはおるんですが、全てが全て終わるかどうかはちょっとクエスチョンになってきているところもあります。私が就任してこれまでいろいろ4年間で何とか頑張ってみようと思っておりますが、先ほども言ったように、意外に議員として見ているときよりも中に入って見ると復興事業についても中に入ってやっていないことが分かった項目があったり、そういうところにお金とか労力がかかるとその分、少しずつ違うことができなくなってきますので、さっきも言ったように、町としては基金もそこそこありますし、決して悪い状態では、財政的に悪い状態では私はないとは思っております。ただ、齋藤議員は分かると思いますが、これまでいろいろな国の施策を利活用しながら町の再

生を回ってきた中で、ここ数年のところちょうど借金の返済のピークが来ているというのもあって、そのお金を返さなければいけない部分もありますので、そうすると事業のできる費用もそこで少し減らさなければいけない部分もあったりします。私が就任してすぐに、次の年ですけれども、予算を全体規模でこの程度で抑えて何とか組みたいと言ったら、絶対これはちょっと無理です、厳しいと。それは必要経費なり何なりだんだん上がってかかっている部分もありましたので、言いわけになるかもしれませんが、そういう残された事業を優先的に進めなければならない、それが結構大きな金額のものが残っておりました。さらに、先ほど言いましたように、物価高騰等もありましていろいろな部分で人件費の高騰もありますし、そういうところもあって予算的な部分で先送りした部分もありましたので、ここは素直に全部はできないかもしれないということも認めたいと思います。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。外で見ている、中に入ってやってみる、その辺の違い、素直に申し上げられましたが、公約を作るにしても何をするにしても制度なり仕組みを一定程度理解されて、責任のある取り上げ方、問題提起を私はすべきだと思うんです。結果がよければそれでよしということでは私はないんだろうと思います。

その上で、細目2に入ります。細々目の2でございますけれども、将来像を示してほしいということなんですけれども、私が去る9月定例会のこの場で結びで指摘したことは、せっかくあのとき同僚議員から今後に向けた夢を語るようにと水を向けられたにもかかわらず、なぜか町長はそれには触れずじまいでありました。そんな場面もあったので、その次に申し上げたのは、早晚地元紙の手腕点検、そろそろ出番だというふうに思っていたので他の市町村長のようにビジョンが見えないという類いの記事が掲載されないことを願うとそんなことを申し上げましたけれども、残念ながらというか図らずも的中してしまったわけでございます。ここは改めて町の将来像、ビジョンというのを分かりやすく語ってもらいたいと思います。

町長（橋元伸一君）はい、議長。細かいビジョンについてはしっかりと今後考えていきたいと思っております。次に備えて、次というのは今後に備えてと思っておりますけれども、ビジョンについてこの間も言わなかったということではありますが、ざっくりと言えば前から私は皆さんに言っているんですが、山元町を決して私は大都会にするつもりはないといえますか、なくていいと思っているんですね。自然豊かで温暖で本当に仙台に片道1時間かからずに行ける好立地ですから、私は仙台というのは大都会だと思っておりますので、都会に便利いい場所、仕事もあるし、学校もあるし、そういうところにこのぐらいの距離である田舎、本当に都会に近い田舎暮らしのできるのんびりした暮らしのできるそういうまちづくりというのがざっくり言うと私の夢といいますかそういうものを町にしたいと人の温かさ、そういうものを前面に出していけたらとは思っております。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。その辺、もう少しやりとりしたいところでございますけれども、時間の関係もでございます。

議長、時間の配分の都合もでございますので、細目5に入ります。合戦原区における行政区再編をめぐる問題でございます。最近、合戦原区内の事情通の方から改めてこの問題の発端をめぐる話を伺う機会がありまして、私も再認識したところでございます。私は当初は極めて限定的に受け止めていたんですが、桜塚団地の行政区編入をよしとしない、お荷物扱いするような心ない排他的な発言、これは実はほかにも何人かおありまして、

中にはいまやそれなりの立場にある方もいるということでしたし、また、心ない発言で大きなダメージを受けた桜塚関係者の中には問題発言者を許し難いとかたくなな態度であることなど、問題の根深さというものを知りまして愕然としたところでございます。この問題をめぐり横たわる大きな障害、円滑な編入のネックとなっていること、これは紛れもなくこの後にもいろいろ続く質問、関係する根拠に基づかない排他的な発言だと私は捉えています。もっと具体的に言えば、我々国民は国内のどこにでも住所なり居所、居場所を定めて移転できる権利が保障されているわけです。町内外を問わず町内に移り住むことを拒否できる権利は、たとえ町長であれ区長であれ誰も持ち合わせていないわけです。そういうことですから、どこの行政区、自治会の規約にも転入可否などというそういう規約、定めはないわけでごさいます、そういうことが全く関係者間の共通理解になっていることがこれが大きなネックになっていると思うわけでごさいます。そうした基本的なことを理解していれば、大震災で心に深い傷を負った被災町民の傷口にまるで塩を塗りつけるかのような心ない発言など、誰からも出なかったはずであります。るる申し上げましたけれども、町長は今の指摘をどのように受け止められるのかお伺いいたします。

町 長（橋元伸一君）はい、議長。ここの桜塚の問題については、私が就任するはるかかなた以前の問題でありまして、ここの問題については私も今何とか併合してもらいたいということをお願いをしながら進めておりますが、こういう場でこういうことを言わせていただきたいと思っておりますけれども、これは一番最初に町側の進め方が間違っていたのかなと。そこは私は今自分のこういう立場の中で皆さんに謝罪はしたいと思っております。ただ、なぜその当時にそういうことをきちっと今齋藤議員がおっしゃったことを何か今最近聞いたような話で今話をされたような気がするんですけども、それはその当時に話合いしたときから分かっていたことではないかと思うんです。そういうことがあって、それを間に入った町としてどうやってうまくまとめるか、進めていくかということをしっかりやらなければいけなかったのではないのかなと。震災があって、皆さんいろいろな不安の中でいろいろな発想が出てきて、いろいろな意見が出てきてそうなったんだと思うんですよ。確かにそれで傷ついた人がいたりもしたんだとは思いますが、そのときにしっかりと対応できなかった間に入った町としてあそこに新市街地として移転先を作ったときにそういう先を考えながらきちっと周りに説明をしながら進めるべきだったのかなと私は思っております。ただ、現状、私が今こういう立場にありますので、何とかして融合とか併合していただきたいということをお願いをしたいと思って話も何度か、2年前、2年になってしまいますね。地区懇談会のときもそういう話をいただきましたし、ですから、独立したいというお話もいただいておりますが、そういうことではなく、何とか地区の中に一緒になっていただきたいと私も思って進めております。いろいろなことがあったんだと思っております。ですから、簡単にそのときのことは忘れてと言われてもなかなかそうできない方もいるのかもしれませんが、当時、多分そういうことを言った方なのかどうかも分かりませんが、いろいろ考え方も変わってきて一緒になろうという形で考え方の変わった方も随分いると聞いておりますので、今後、私としてはできるだけうまく融合が取れるような形で進められればいいのかと思っております。町としてその責任があるとは感じております。

議 長（菊地康彦君）齋藤議員に申し上げます。特定地域、個人等を不当に評価する表現について、

ならないように注意して発言をお願いいたします。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。少なくともこの問題は震災復興の懸案事項として町長引き継がれたわけですから、いろいろあるにしてもトップが交代した機会を捉えて、町長自らねんごろな仲介に乗り出すべきだろうと思います。ですから、少なからずこの問題の解決に当たった当事者の一人としてなり、一人として取り残さないという町長に御提案を申し上げたいと思いますけれども、1日も早いわだかまり解消に向けた解決の糸口、それは先ほども指摘した心ない排他的な発言、これの撤回と陳謝にあると思います。それこそゆゆしきこの問題発言をした方々がそろって桜塚の皆さんの前にひざまずいて深く懺悔をする、許しを請うことに、これに尽きるんだろうと思うんですが、町長はそうした仲介の労を取る用意があるのかお伺いいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。今後の進め方については私なりに考えて、いろいろ周り見ながら両方でしっかりと理解をし合った中で無理やりではなくいけたらと思いますので、あまり私から言わせていただくとういう場でそういう何か人を罵倒といいますかするようなことは差し控えたほうが事は進むのではないかと思いますので、あまりここで何か煙を出すような発言というのは控えたほうがいいと私は思っております。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。次は、陳情書への署名活動の取扱いについてでございます。私がこの問題を取り上げましたのは、町内で同様の事案が起きないことを願ってのことでございまして、そのことを前提に伺ってまいります。

先ほどの答弁では請願や陳情は我々国民の権利である、それから陳情書への署名活動、場所がどこであれ政治活動には該当しないことが明確に確認されました。その上で、最近の具体的な事例なんですけれども、浜通りの某行政区集会所において健康教室の仲間に対する3,000万円トイレ設置の再考を求める陳情書への署名活動が政治活動だと一方的に決めつけられ、当該行政区長から集会所への出入り禁止措置を受けた利用者、町民がおります。そうした事実誤認も甚だしい独善的な人権侵害問題に対する町長の基本的な認識をお伺いいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。今聞いた話、私詳しくは存じないんですよ。なので、結局ここで私勝手に憶測を立てていい悪いということは回答はできないということになります。詳細をしっかりと理解した上ででしたら私としてはそれが正しいとか正しくないということ、私なりの判断言えますが、私その部分詳しく分かりませんので、この場では回答は差し控えさせていただきたいと思えます。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。今の町長の認識だと、そうすると町の行政相談の関係については町長のところまではそういう復命が回っていないと理解してよろしいんですか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。行政相談という形、私全然そういう話は聞いておりません。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。この事案は行政区、自治会のトップにある方が陳情書の持つ意味合い、それに対する署名活動の持つ意味合いというのを全く理解していないことに起因しているんだろうと思うんです。何ら根拠がないのかかわらず、一方的に政治活動だという判断、他人の人権を侵害するという典型的なパワハラですよ。これがまかり通るといっては決してあってはならないと思います。ご紹介した、あるいは指摘した内容については当該区長に対して一定の形で回答を求めてもなしのつぶて、督促してもだんまりを決め込むというそういう態度でございます。町長、この誰もが安心して暮らせる誰一人として取り残さない町をスローガンに掲げるわけですから、こういう

問題はぜひ内容を確認していただいて、そうすれば到底看過できない問題になるはずだと思えますけれども、その辺、改めて精査してもらいたいと思えますがいかがでしょうか。

議長（菊地康彦君）その前に、齋藤議員、町管理の公共施設内ということで確認してよろしいでしょうか。この内容が起きている事案というのは、この質問どおり。

（「ここで取り上げたのは、公共施設であれ何であれ、決めつけられない問題なのであえて公共施設ということをお願いした」との声あり。）（「公共施設じゃないでしょ」との声あり。）

議長（菊地康彦君）公共施設内であれば通告ということになりますが、そのほかとなると通告外になってしまいますので、今さらになって大変恐縮なんですけれども。町長はよろしいですか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。言いましたように、このことについて私、理解していない、ほとんど。ですから、ここでいろいろ質問されても申しわけないんですがお答えすることができないということになります。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。確かに町の直接的な施設ではない、あるいは行政としての自治会なりの会議の限界というのもそれは分からないわけではございません。ただ、先ほど来から言いたいことは、こうした事案というのは善良な町民の人権擁護なり名誉回復に係る極めて重要な問題だとそういう認識なんですよね。ですから、町としてもこれはよく精査して、対応してもらいたいということ、それからこの事案なり前段の合戦原区、この2つの行政区に見られる根拠をわきまえず分断をあおるような事案、これは少なからず他の行政区でもありがちなことだと思うんです。ですから、よく精査していただいて、同種事案の再発防止に向けて区長会の機会を捉えて、一般論として注意喚起するなり併せて注意喚起の文書を配布するということが、これが大切ではなかるうかなと思います。ぜひ、そうした対応をすべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

町長（橋元伸一君）はい、議長。私町長という立場で個人的なところというかどこまで入り込めるか。相談されたりとかそういうことであれば、私としても調査をすとかありますが、こちらから余計なことするとなっても困りますので、その辺はしっかりと考えて対応していきたいと思えます。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。それも分かります。ただ、ここであまりいろいろ言うと議長からいろいろとお話がありますけれども、そこはよく中身を確認された中で、町長の公私の立場をうまく使い分けていただいて、対応されるように切望をするところがございます。

議長（菊地康彦君）この際、暫時休憩といたします。再開は15時50分、15時50分再開といたします。

午後3時39分 休憩

午後3時50分 再開

議長（菊地康彦君）再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（菊地康彦君） 10番齋藤俊夫君の再質問を許します。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。手腕点検で菊地議長は町長には分断を解消しまとめる力はあるとエールを送るとの記事を見た私は、半信半疑でございましたけれども、確かにそれはある意味的を射ているなと思ったところでございます。先ほどの出入り禁止措置しかり、そして先月町長のおひぎ元恒例のイベントで傍聴には区の役員から区に関係ない人は帰ってくださいと冷たくされ、返す言葉がなかったそうであります。これまでもいろいろ指摘しているとおり、町内で根拠のない言動なり憶測が飛び交っている、あるいはハラスメントが横行している。その背景には、残念ながら町長の関係者が関わっているケースが多いわけでございます。ここはこのゆゆしき事案の解消に向けて町長が大いにリーダーシップを発揮されることに尽きるのではないかと思うんですが、その辺の認識をお伺いいたします。

町長（橋元伸一君）はい、議長。私の身近にいる方が多いという、今本当に私から言わせていただくとしてもない話だなと思うんですけれども、たまたまそういう方もいるとは思いますが、そういうことを今言った本当にハラスメント的なことがあったのであれば、私としてはその辺はしっかりと対応してきていると私は思っております。ただ、相手があることなので、その部分、この件に関しても私も話は聞きましたが、その後、そういう方にも、その方にも会っておりませんし、そういう個人的な部分に関してはこういう場で話をするものではないのかなと思いますので、それは別な場所でお話をさせていただければと思います。ただ、私としてはそういうハラスメントとかそういうのはよくないと思いますので、ただ、声を出すとか大声出すとかそういうことだけではなく、顔を出すことによって、その質問の中身によって大声を出さないからハラスメントにならないとかそういうことではなく、内容によっては十分相手にプレッシャーをかけることというのはあると思いますので、それはそういうことをやっている方が皆さん、自分で自覚をせずには声を出すというのは周りから見えますから周りが注意しやすいんですが、静かに物を言う方というのは周りに分かりませんので、ただ、しょっちゅう行って細かくいろいろしつこく同じことを聞いたり何だりとか、そういうこととかならないように私も心がけておりますので、今後そういうことがあった場合にはしっかりと対応はしていきたいと思います。

10番（齋藤俊夫君）はい、議長。個人的なことという捉え方、そういうこともないわけではないんですが、要はそういう類いのものが次から次と出てくるというのは町として決してよくないし、この後の町民や職員を守る姿勢という部分にも当然つながるスタンスにもなるわけでございますので、そこは個人という捉え方は微妙になってくるかなと思います。

その一方で、これもこの場でと言われるとあれですけども、当の町長が自ら根拠に乏しいことを公の場で発言されているようでございますので、あえて確認いたします。今回提案されている議案、宮城県市町村職員退職手当組合規約の変更に関して、町長は以前私が当該組合の議員を務めていた際に反対していた内容だと話されているようでございます、説明したそうでございます。半信半疑の私は退職手当組合に確認したところ、今回の議案内容はここ2年前からの懸案事項であり、私が、齋藤が組合議員を辞めた後の関係があることを確認しております。果たして町長はこの発言、どこに根拠があつてのことなのかあえて確認をさせていただきます。

議長（菊地康彦君） 齋藤議員、この件については通告外でございますので方向を変えていただきたいと思います。

10番（齋藤俊夫君） はい、議長。私としてはタイトルに町を分断しないとか根拠のない発言、そういうものはなくさないはずですよという大きな趣旨の中で、るる問題提起をしてきたところでございます。そういう意味で議長おっしゃるようなこの取扱、微妙でございますけれども、まさか議案の、あるいは提案された質疑そのものだけが発言の対象でございますので、そういう場では発言できませんので、そういう意味であえてこの場で町長の発言の真意を確認させてもらいたいという趣旨でございます。

議長（菊地康彦君） この件に関して、私から回答するのなんですからけれども、議会前に町長からその発言といいますかそういった趣旨に関して勘違いがあったと、別の事案についての内容だったということで議長副議長には報告を受けておまして、この件に関しては公なところでの内容でもありませんでしたので、あえて全協で説明もしておりませんので、この辺もご了解いただきたいと思います。それで、町長、よろしいんですね。議長に一応話した内容で間違いはないということですね。ということなんです。

町長からも答弁、控えたいということですので、次の質問に移っていただきたいと思います。

10番（齋藤俊夫君） はい、議長。私に与えられた時間も大分少なくなってきましたけれども、少なくとも町の分断なり根拠のない発言でそれで町政が停滞なり混迷するというのは避けなければならないと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

今の関係はほかの皆さんが取り上げておりますのであれします。この際、あれしますが、最後に全体を通して私は町民の大きな期待を背負って船出した橋元町政の健全な町政を期待し、町政を担った先輩、あるいは議員として様々な観点からときに優しくときにシビアに叱咤激励してまいりました。しかし、残された任期が残り少ない場面を迎え、改めてこの間の取組、足跡を振り返ったときにそこに見えてくる実態はいみじくも地元紙の手腕点検宮城の市町村長でクローズアップされた赤裸々な問題指摘に集約されております。それはまさに橋元丸が大海原を漂流するがごとくであり、町民の期待と不安が交錯し、日増しに不安の図が大きくなるかのようであります。本来、町長を支える立場にある関係者がはびこることで当の町長が足元をすくわれるという同情すべき余地はあるものの、そうした状態を払拭しなければ、そして町のリーダーにふさわしい町に行く末を見据えた明確なビジョンを示すことができるスキルを備え、リーダーシップを発揮し、町民を導くことができなければ、それこそ橋元町政が担ったこの4年間、それは空白の4年間になりかねない大きな危惧の念を抱くことを申し上げ、私の一般質問をさせていただきます。

皆さん、夕べ以来町長はじめ不眠不休の中での議会対応、大変お疲れさまでございました。ありがとうございます。

議長（菊地康彦君） 10番齋藤俊夫君の質問を終わります。

議長（菊地康彦君） お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（菊地康彦君） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

議長（菊地康彦君）本日はこれで延会します。

次の会議は明日12月10日水曜日、午前10時開議であります。

お疲れさまでした。

午後4時02分 延 会
